

環境レポート

令和2年度 環境年次報告

～令和元年度の環境施策と環境の状況～



ムトス飯田

長野県 飯田市

目次

飯田市の概要	1
環境モデル都市	2
飯田市環境基本条例	3
環境レポート	5
地域環境権条例を活用した事業	6
令和元年度の主な取組特集	6
政策1 気候変動の緩和と適応	8
基本的方向1 社会の低炭素化の推進	9
基本的方向1-2 環境にやさしい交通社会の形成	17
基本的方向1-3 リニア時代を見据えた低炭素な地域づくり	19
基本的方向1-4 未利用エネルギー等の利活用の推進	21
基本的方向2 エコな「ライフ&ワーク」スタイルの推進	23
基本的方向2-1 家庭における環境負荷低減活動の推進	25
基本的方向2-2 事業活動における環境負荷低減活動の推進	27
基本的方向2-3 学校・保育園における環境負荷低減活動の推進	29
基本的方向2-4 地域活動における環境負荷低減活動の推進	31
基本的方向3 気候変動への適応	33
基本的方向3-1 気候変動への「適応」に関する研究	34
基本的方向3-2 環境情報の適切な提供	36
ごみ分別アプリ	37
政策2 循環型社会の形成	38
基本的方向4 廃棄物の減量および適正処理と地域環境美化の推進	39
基本的方向4-1 リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）の推進	41
基本的方向4-2 リサイクル（再生利用）の推進	43
基本的方向4-3 ごみの適正処理の推進	44
基本的方向4-4 不法投棄の根絶と環境美化の推進	46
基本的方向4-5 処理施設の適正管理と整備への協力	48
地域循環共生圏構築による持続可能な地域づくりに向けた包括連携協定	49
政策3 自然環境・生活環境・生物多様性の保全	50
基本的方向5 緑と生物多様性の保全	51
基本的方向5-1 身近な環境や里地里山の保全と整備	55
基本的方向5-2 森林の整備による多面的な機能の向上とそれを支える体制づくり	57
基本的方向5-3 森や里地里山の資源の利活用	59
基本的方向5-4 人の営みと調和した環境・景観保全の推進	62
基本的方向5-5 ユネスコエコパーク等の自然環境の保全および自然と共生する地域活動の推進	64
基本的方向6 生活環境の向上	66

基本的方向 6-1	大気汚染被害の把握と改善	70
基本的方向 6-2	河川・地下水の維持向上	71
基本的方向 6-3	騒音・振動被害の把握と改善	72
基本的方向 6-4	悪臭被害の把握と改善	73
基本的方向 6-5	有害物質（放射性物質等）による汚染の把握と改善	74
基本的方向 6-6	住宅や土地の管理不全による生活環境の悪化防止	75
環境学習の推進および環境人材の育成と活躍の場の創出		77
基本的方向 7	環境学習の推進および環境人材の育成と活躍の場の創出	77
基本的方向 7-1	子どもの環境学習を進める仕組みづくり	78
基本的方向 7-2	生涯学習としての環境学習を進める仕組みづくり	80
基本的方向 7-3	環境人材の育成と活躍できる環境づくり	82

飯田市の概要

面積	658.66 km ²
人口 (2020.4月)	100,055人
世帯数 (2020.4月)	40,090世帯
標高 (市役所)	499.2m
日照時間 (2019年までの30年間平均)	2081.8時間 (年)
森林面積 (割合)	全市域の84.4%



飯田市は日本の中央、長野県の最南端に位置し、東に南アルプス、西に中央アルプスがそびえ、南北に天竜川が貫く日本一の谷地形が広がり豊かな自然と優れた景観、四季の変化に富み、動植物の南北限という気候風土に恵まれています。古くは東山道、近世以降は三州街道、遠州街道などの陸運や天竜川の水運にも恵まれ東西あるいは南北交通の要衝として繁栄し経済的にも文化的にも独自の発展を遂げ神楽や人形浄瑠璃などの民俗文化が今もなお暮らしの中に息づいています。

養蚕や水引などの伝統産業により発展してきた飯田市は現在では先端技術を導入した精密機械、電子、光学のハイテク産業をはじめ、半生菓子、漬物、味噌、酒などの食品産業、市田柿、りんご、なしなどの果物を中心とする農業が盛んに行われています。また環境文化都市宣言をしており、国から「環境モデル都市」に選定されるなど、環境への取組も市の特徴です。

補足説明 環境文化都市宣言 (平成 19 年 3 月 23 日決議)

私たち飯田市民は、地球環境問題が人類共通の課題であることに着目し、人と自然のかかわりを見つめ直して、日々の生活から産業活動まですべての営みが自然と調和するまちづくりに、先駆的に取り組んできました。自然環境や生活環境などを取り巻く状況が厳しさの度を増している今日、「持続可能性」と「循環」を基本にして自分たちのライフスタイルから社会の有り様に至るまでをあらためて見直し、「環境に配慮」する日常の活動を「環境を優先」する段階へと発展させながら、新たな価値観や文化の創造へと高めていく必要があります。私たちは、かけがえのない地球にある生態系の中で自然と共生する地球市民の一員としての原点に立ち返り、先人から受け継いだ美しい自然環境と多様で豊かな文化を活かしながら市民、事業者、行政など多様な主体の積極的な参加と行動とによって人も自然も輝く個性ある飯田市を築くことを誓い、ここに「環境文化都市」を宣言します。

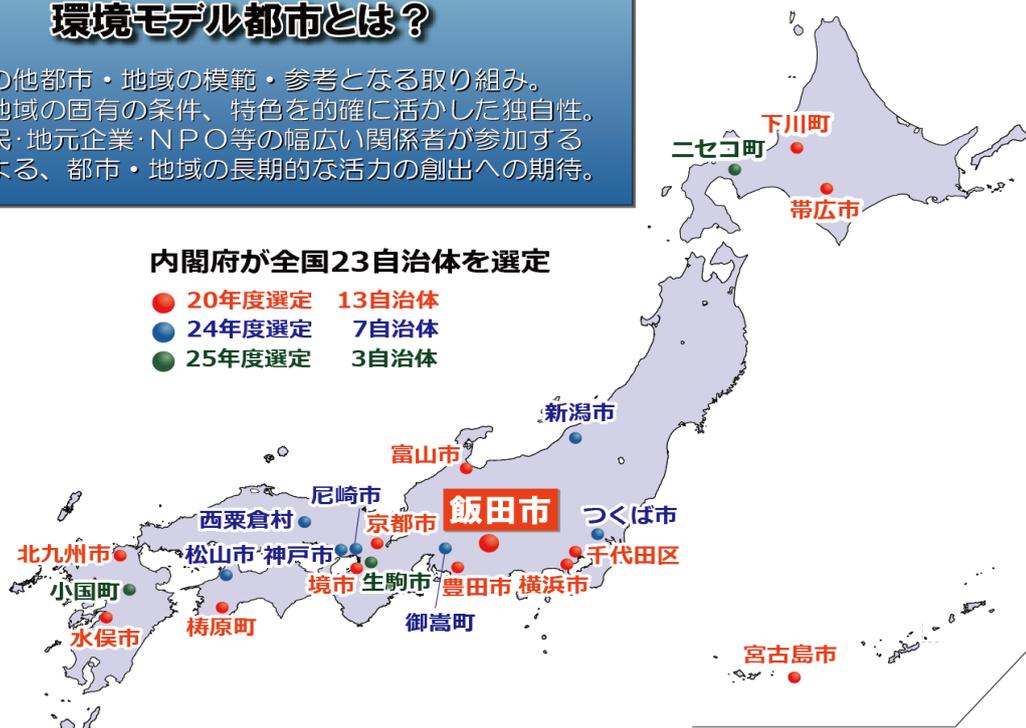
環境モデル都市

環境モデル都市とは？

- ・国内外の他都市・地域の模範・参考となる取り組み。
- ・都市・地域の固有の条件、特色を的確に活かした独自性。
- ・地域住民・地元企業・NPO等の幅広い関係者が参加することによる、都市・地域の長期的な活力の創出への期待。

内閣府が全国23自治体を選定

- 20年度選定 13自治体
- 24年度選定 7自治体
- 25年度選定 3自治体



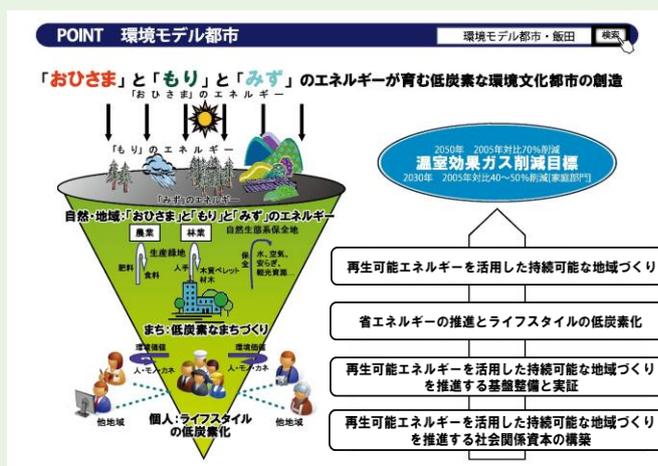
環境モデル都市とは、温室効果ガスの大幅な削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として内閣府が選定し、関係省庁が連携して目標の実現を支援するために平成 20 年度から設けられた制度です。

飯田市は平成 21 年 1 月 23 日に環境モデル都市に選定されました。全国では平成 20 年度に飯田市を含む 13 自治体が選定されました。その後平成 24 年に 7 自治体、平成 25 年度に 3 自治体が選定され、合計 23 自治体となっています。飯田市は環境文化都市としていち早く環境モデル都市の選定を受け、地球温暖化対策に取り組んでいます。

補足説明 第2次飯田市環境モデル都市行動計画改訂版

環境モデル都市に選定された自治体は、「環境モデル都市行動計画」を策定しています。飯田市は現在、平成 31 年 4 月～令和 3 年 3 月までの 2 か年を計画期間と定めて「第2次飯田市環境モデル都市行動計画改訂版」を策定し、取り組んでいます。

飯田市は「おひさま」「もり」「みず」の恵まれた自然資源を活かすとともに、SDGs、パリ協定、第5次環境基本計画、第5次エネルギー基本計画等の国内外の動向を踏まえて、庁内関係部署との連携を行いながら、「環境」「経済」「社会」にまたがる複数分野の統合的向上を目指しています。



飯田市環境基本条例

飯田市環境基本条例は、飯田市の環境施策を推進するにあたって基本となる条例であり、平成 9 年 4 月 1 日に施行されました。以下は本レポートにおいて特に重要な条文を抜粋して掲載しております。

前文

私たちの郷土、飯田市は、南アルプスや中央アルプスをはじめとする山並みに囲まれ、天竜川沿いの河岸段丘に発達した、伝統文化の息づくまちである。美しく雄大な自然に抱かれ、その豊かな水や緑は古来より、市民生活に潤いを与え地場産用の発展を促すなど、様々な恵みをもたらしてきた。

しかしながら、近年は、過去のような産業公害が減少する一方で、大量消費、大量廃棄型の社会の経済活動の定着や無秩序な都市化の進展により、廃棄物の増大、生活排水や自動車などによる都市・生活型公害、身近な自然の減少、良好な景観の破壊など新たな環境問題が顕在化してきている。

私たちは、ともすれば、生産の向上と便利な生活を追求するあまり、人類も生態系の中の一員であり、自然や文化の深い恩恵にはぐくまれて生存できることを忘れがちとなり、日々の活動による環境への影響は、地球的規模にまで拡大した。人類共通の重要な課題となった地球環境問題は、その解決に向けてわが国の地方自治体にも、大きな役割が求められてきている。

今こそ私たちは、広い視野に立って、すべての人々が健全で豊かな環境を享受するとともに、将来の世代に良好な環境を引き継いでいく責務を有することを認識し、環境への負荷を低減するため、すべての者の公平な役割分担の下に社会経済システムや生活様式の変革を図っていかねばならない。

このような認識の下、私たちは、市民の総意として、美しい環境と文化の香りに包まれた持続的に発展することができる都市を、強い意志と行動により築くことを決意し、この条例を制定する。

第 2 条（基本理念）

環境の保全及び創造は、情報の適切な提供及び施策の策定等への市民参加を通じて、現在及び将来の市民の健全で豊かな環境の恵沢を享受する権利の実現を図ることにより、健康で文化的な生活の確保を目的として積極的に推進されなければならない

2 環境の保全及び創造は、環境の復元力には限界があることをかんがみ、環境資源の節度ある利用を行うこと及び環境の保全上の支障を未然に防止することを旨とし、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を目指し、すべての者の公平な役割分担の下に積極的に取り組むことによって行われなければならない。

3 地球環境の保全は、地域の環境が地球環境に深く関わっていることから、市、事業者及び市民が自らの課題であるにとらえ、それぞれの事業活動及び市民生活において積極的に推進されなければならない。

第 7 条（環境計画の策定等）

市長は、環境保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境計画を策定しなければならない。

2 環境計画においては、環境の保全及び創造に関する目標、目標を達成するための施策、環境配慮指針その他必要な事項を定めるものとする。

3 市長は、環境計画を策定するときは、市民及び事業者の意見を反映するための必要な措置を講ずるとともに、飯田市環境審議会の意見を聴かななければならない。

第 8 条（年次報告書の作成及び公表）

市長は、環境の状況、環境計画に基づいて実施された施策の状況等について年次報告書を作成し、飯田市環境審議会の意見を聴くとともに、これを公表しなければならない。

補足説明 環境審議会

飯田市環境基本条例の第 28 条に「環境基本法第 44 条の規定により、飯田市環境審議会を設置する」と定められているとおり、飯田市では、「環境審議会」を設置しています。(環境基本法第 44 条：市町村は、その市町村の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置くことができる。)

環境審議会の役割として、こちらも飯田市環境基本条例に、環境計画(21'いいだ環境プラン)に関する事項を調査審議することと、年次報告書(環境レポート)に関して意見を述べることなどが定められています。毎年度公表する年次報告書(環境レポート)に関して審議を行うとともに、2020 年度は、現行の環境計画(21'いいだ環境プラン第 4 次改訂版)の目標年次が 2020 年度となっているため、次の環境計画の策定に向けた審議も行われています。



環境レポート

環境レポート（年次報告書）とは、飯田市環境基本条例に基づき策定された 21'いいだ環境プラン（環境計画）で掲げた環境政策の進捗状況を、市民の皆様にお伝えするものです。

現在、21'いいだ環境プランは「第4次改訂版」が飯田市環境基本条例の前文及び第2条に定める基本理念に則り、推進されています。21'いいだ環境プランの進行管理は「いいだ未来デザイン 2028」の進行管理及び「環境マネジメントシステム」と連動し、毎年度事業を「計画」「実施」「評価」「改善」による PDCA サイクルに基づいて行います。



望ましい環境像 人と自然が共生する環境のまち

政策1 気候変動の緩和と適応

基本的方向1
社会の低炭素化の推進

- 再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくり
- 環境や人にやさしい交通社会の形成
- リニア時代を見据えた低炭素な地域づくり
- 未利用エネルギー等の利活用の推進

基本的方向2
エコな「ライフ&ワーク」
スタイルの推進

- 家庭における環境負荷低減活動の推進
- 事業活動における環境負荷低減活動の推進
- 学校・保育園における環境負荷低減活動の推進
- 地域活動における環境負荷低減活動の推進

基本的方向3
気候変動への適応

- 「気候変動への適応」に関する研究
- 環境情報の適切な提供

政策2 循環型社会の形成

基本的方向4
廃棄物の減量および適正処理と
地域環境美化の推進

- リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進
- リサイクル(再生利用)の推進
- ごみの適正処理の推進
- 不法投棄の根絶と環境美化の推進
- 処理施設の適正管理と整備への協力

政策3 自然環境・生活環境・生物多様性の保全

基本的方向5
緑と生物多様性の保全

- 身近な環境や里地里山の保全と整備
- 森林の整備による多面的な機能の向上とそれを支える体制づくり
- 森や里地里山の資源の利活用
- 人の営みと調和した環境・景観保全の推進(リニア時代を見据えて)
- ユネスコエコパーク等の自然環境の保全および自然と共生する地域活動の推進

基本的方向6
生活環境の向上

- 大気汚染被害の把握と改善
- 河川・地下水質の維持向上
- 騒音・振動被害の把握と改善
- 悪臭被害の把握と改善
- 有害物質(放射性物質等)による汚染の把握と改善
- 住宅や土地の管理不全による生活環境の悪化の防止

環境学習の推進および環境人材の育成と活躍の場の創出

基本的方向7
環境学習の推進および
環境人材の育成と活躍の場の創出

- 子どもの環境学習を進める仕組みづくり
- 生涯学習としての環境学習を進める仕組みづくり
- 環境人材の育成と活躍できる環境づくり

・・・「環境モデル都市・飯田」HPから検索・閲覧することができます・・・

令和元年度の主な取組特集

地域環境権条例を活用した事業

飯田市は「再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例（地域環境権条例）」を定め、地域住民団体が主体となって進める再生可能エネルギーの利用を推進しています。令和元年度、この条例を活用した事業は以下のとおりです。

ハートヒル川路太陽光発電再生可能エネルギー活用事業

川路地区まちづくり委員会（以下、委員会）とおひさま進歩エネルギー株式会社（以下、おひさま社）との協働により行われるハートヒル川路の屋根を利用した太陽光発電事業が本条例の第13号事業として認定されました。

本事業は、発電した電力をおひさま社が、固定価格買取制度を利用して売電し、運営に係る費用を除いた額の一部を、委員会が受け取り、同地区のボランティア活動や、UIターン者の増加につながる取組等に活用されます。



竜峡共同調理場太陽光発電再生可能エネルギー活用事業

龍江地域づくり委員会（以下、委員会）と、エルコンパス・イブサ有限会社ナカガワ竜峡店（以下、エルコンパス）との協働により行われる、竜峡共同調理場の屋根を利用した太陽光発電事業が、本条例の第14号事業として認定されました。

本事業は、発電した電力をエルコンパスが、固定価格買取制度を利用して売電し、運営に係る費用を除いた額の一部を、委員会が受け取り、地元食材を活用した郷土食の提供による域産域消の推進や、放置竹林の整備等に活用されます。



千代地区太陽光発電再生可能エネルギー活用事業

千代地区まちづくり委員会（以下、委員会）と、株式会社リックス（以下、リックス）との協働により行われる、千代小学校・千栄小学校の屋根を利用した太陽光発電事業が、本条例の第15号事業として認定されました。

本事業は、発電した電力をリックスが、固定価格買取制度を利用して売電し、運営に係る費用を除いた額の一部を、委員会が受け取り、地区の情報発信や地区の将来を担う子どもたちの教育、地区内外のイベント開催等に活用されます。



上久堅公民館太陽光発電再生可能エネルギー活用事業



上久堅地区まちづくり委員会（以下、委員会）と、株式会社リックス（以下、リックス）との協働により行われる、上久堅公民館（上久堅農村環境センター）の屋根を利用した太陽光発電事業が、本条例の第16号事業として認定されました。

本事業は、発電した電力をリックスが、固定価格買取制度を利用して売電し、運営に係る費用を除いた額の一部を、委員会が受け取り、地区の景観形成のための屋外広告物の改修、修繕、除却や空き家対策、農地保全のための野生鳥獣防護柵の維持等に活用されます。

松尾地区太陽光発電再生可能エネルギー活用事業



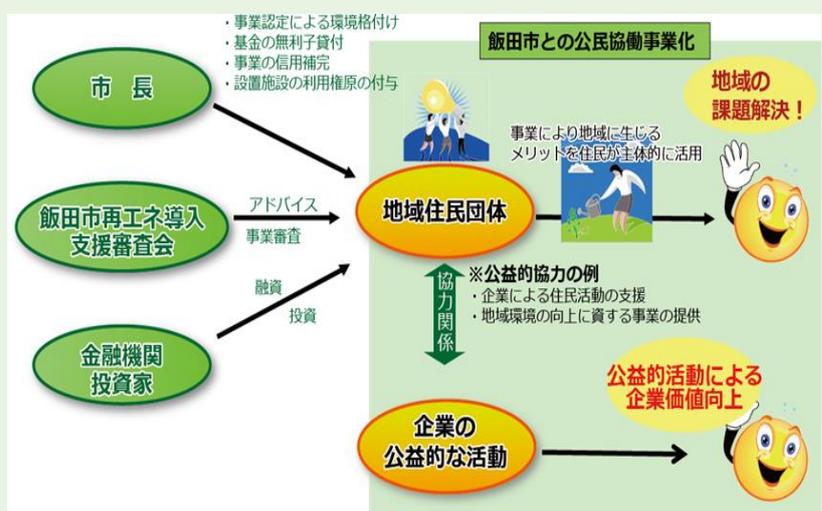
松尾地区まちづくり委員会（以下、委員会）と、株式会社リックス（以下、リックス）との協働により行われる、松尾小学校・松尾公民館の屋根を利用した太陽光発電事業が、本条例の第17号事業として認定されました。

本事業は、発電した電力をリックスが、固定価格買取制度を利用して売電し、運営に係る費用を除いた額の一部を、委員会が受け取り、松尾小学校におけるコミュニティスクールの推進や中学校におけるキャリア教育の推進等に活用されます。

補足説明 地域環境権条例

飯田市では、平成24年7月から始まった一定価格で電力会社が買い取る制度（FIT制度）を活用し、売電収益を住みやすい地域づくりのために活用する活動を支援する、飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例（以下「地域環境権条例」という。）を平成25年4月に施行しました。地域環境権条例は、自然エネルギーの資源は市民総有の財産であることを権利として認め、地域住民の団体が自然資源を使って発電し、FIT制度を活用して売電し、売電収益を住みやすい地域づくりのために充てていく活動を支援する条例です。

具体例を挙げれば、まちづくり委員会等が地元の自然資源を使って発電事業を行い、売電収益を主には地域が抱える課題に使っていくことで、市民が主体となって住みよく便利な地域づくりを進めていく事業を、飯田市との協働事業に認定し、支援していくものです。



政策 1 気候変動の緩和と適応

政策 1 気候変動の緩和と適応

基本的方向 1
社会の低炭素化の推進

基本的方向 2
エコな「ライフ&ワーク」
スタイルの推進

基本的方向 3
気候変動への適応

再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくり
環境や人にやさしい交通社会の形成
リニア時代を見据えた低炭素な地域づくり
未利用エネルギー等の利用の推進

家庭における環境負荷低減活動の推進
事業活動における環境負荷低減活動の推進
学校・保育園における環境負荷低減活動の推進
地域活動における環境負荷低減活動の推進

「気候変動への適応」に関する研究
環境情報の適切な提供

化石燃料の消費に伴う大気中の二酸化炭素濃度の上昇による地球温暖化に対する懸念が強まり、人為的な要因による気候変動に対する関心が高まっています。これを抑制するためには温室効果ガス排出を最低限に抑える低炭素な社会づくりは必要です。

そのために、地球温暖化に伴う気温上昇などによる災害の防止、経済、健康などへの悪影響の回避を目的として、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの割合を増やすとともに、それを地域経済に結び付け、経済と環境の好循環を構築し、温室効果ガス排出量を削減していくことが必要です。

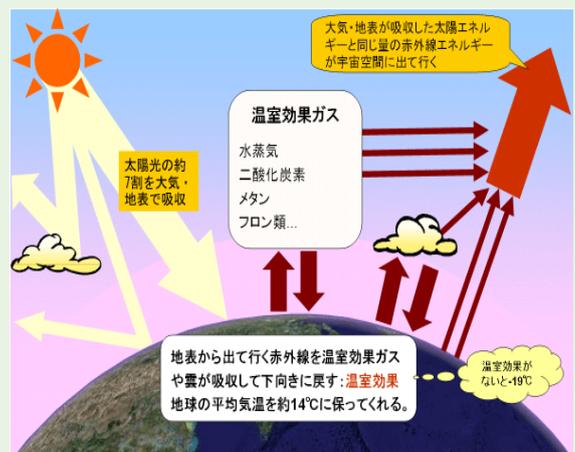
これらを推進するために「社会の低炭素化の推進」「エコな『ライフ&ワーク』スタイルの推進」「気候変動への適応」の3つの基本的方向を設け、社会の低炭素化と経済の活性化が両立した地域づくりを目指します。



出典：環境省 地球温暖化により溶けて少なくなる北極

補足説明 温室効果ガス

温室効果ガスとは、水蒸気、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、亜酸化窒素 (N₂O)、フロンなどの温室効果があるガスのことを指しています。地球の平均気温は約 14 度ですが、もしも地球上に温室効果ガスがなかったとすれば、平均気温は -19 度となり、生命の存在できない極寒の星となるはずですが。しかしながら地表の気温は、「太陽から届く日射が大気を素通りして地表面で吸収され、加熱された地表面から赤外線の形で熱が放射され、温室効果ガスがこの熱を吸収し、その一部を再び下向きに放射し地表面や下層大気を加熱する」という仕組みにより生物の生存に適した気温に保たれています。20 世後半からの人間の活動がより活発になったことによって「温室効果ガス」が大気中に大量に放出され、近年の世界の平均気温が過去 1300 年間を見ても例を見ない急上昇の値を示しており、現在地球は温暖化の傾向にあると報告されています。(出典：気象庁 HP)



※飯田市では、温室効果ガスの排出量などの算定に「二酸化炭素 (CO₂)」を用いています。(温室効果ガスの約 75%が二酸化炭素であると言われています)

基本的方向 1 社会の低炭素化の推進（具体的な取組）

1-1 再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくり

- 地域環境権条例を活用した地域づくりの推進
- 太陽光市民共同発電の運用
- 太陽光発電の普及促進
- 太陽熱設備の普及促進
- メガソーラーいっだのPRと運営
- 木質バイオマス機器の普及促進
- マイクロ水力発電の研究
- 小沢川小水力発電推進

1-2 環境や人にやさしい交通社会の形成

- 自転車市民共同利用の推進
- ノーマイカーの推進
- 環境配慮型車両の普及啓発
- 次世代自動車購入への支援検討
- 地域公共交通の促進

1-3 リニア時代を見据えた低炭素な地域づくり

- グリーン経済の推進(環境と経済の一体化)
- 省エネルギー住宅の研究・普及
- リニア駅周辺整備における低炭素化の推進
- 中心市街地低炭素化の研究
- 排出権取引の推進

1-4 未利用エネルギー等の利活用の推進

- 未利用エネルギーの情報収集
- 未利用エネルギーの研究・調査

社会の低炭素化の推進は、地球温暖化対策を念頭に置き、良好な環境と生活の利便性を両立させながら、安全、安心で快適に暮らせる社会づくりを目指すものです。再生可能エネルギーを普及、促進する様々な活動を一層推進するとともに、将来的な活用を念頭においた未利用エネルギーなどの研究を進め、併せて、環境や人にやさしい移動手段への転換促進に取り組み、「飯田市再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」を軸に、環境と経済の好循環を生むことが必要です。

また、それぞれの主体が、より一層の省エネルギーを推進していくとともに、エネルギー効率の高いトップランナー機器などを活用し、飯田市独自の低炭素住宅仕様の構築とそれに基づく制度運用により、市内建築物の低炭素化を行うとともに、リニア駅周辺整備基本計画（リニアデザインノート）や中心市街地活性化基本計画においても、リニア時代を見据えた環境に配慮した地域づくりを目指していきます。

ミニ特集 メガソーラーいっだ

飯田市と中部電力株式会社で協働して川路地区に作られた太陽光発電施設が「メガソーラーいっだ」です。「メガソーラーいっだ」は、4,700枚以上のパネルで構成されており、想定年間発電量は100万kWh、一般家庭300世帯の年間使用電力を発電しています。平成23年1月の運用開始時には、中部電力株式会社にとって初めての事業用太陽光発電所であるとともに、直後に東日本大震災が発生したことにより、全国的にも再生可能エネルギー利用に脚光が浴びることとなり、環境モデル都市である飯田市にとって再生可能エネルギー利用のシンボルとなる施設となりました。飯田市では、本発電所を活用した太陽光発電の普及啓発を行うなど、環境文化都市の創造に向けた取組を積極的に行っています。



基本的方向 1 社会の低炭素化の推進（指標の達成度）

指標 番号	目的の達成度を表す指標	単位	令和2年度 目標値	令和元年度		達成 状況
				目標	実績	
1	飯田市全体が排出する温室効果ガスの排出量※1	t-CO ₂	602,522	617,783	582,049	◎
2	再生可能エネルギー利用等による温室効果ガスの削減量	t-CO ₂	28,430	27,650	35,579	◎
3	市内の太陽光発電電力量が一般家庭の年間電力消費量に占める割合	%	25.76	25.10	33.32	◎
4	環境負荷低減活動を継続的に実施している市民の割合	%	100.0	96.8	85.2	△
5	環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業所数	所	225	220	208	△
6	一世帯あたりの温室効果ガス平均排出量	t-CO ₂	3.06	3.19	3.34	△
7	飯田市内の森林管理による温室効果ガスの吸収量	t-CO ₂	4,288	3,216	6,569	◎

◎：目標以上の達成

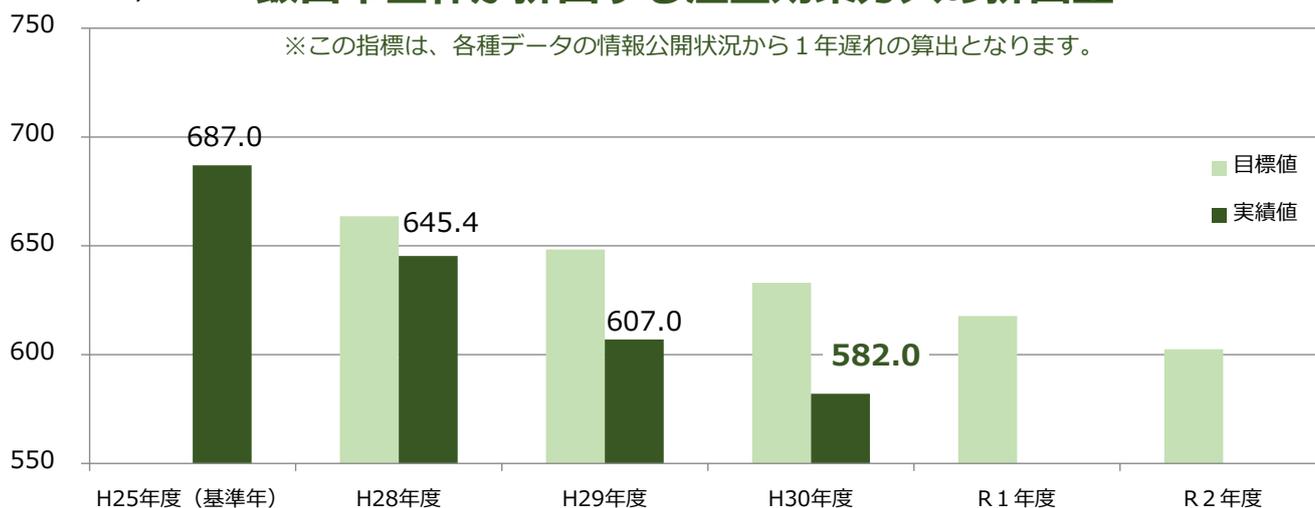
○：目標達成

△：目標未達成だが上昇傾向 ×：目標未達成で横ばいまたは下降傾向

※1 温室効果ガスの排出量は、1年遅れでの算出となる

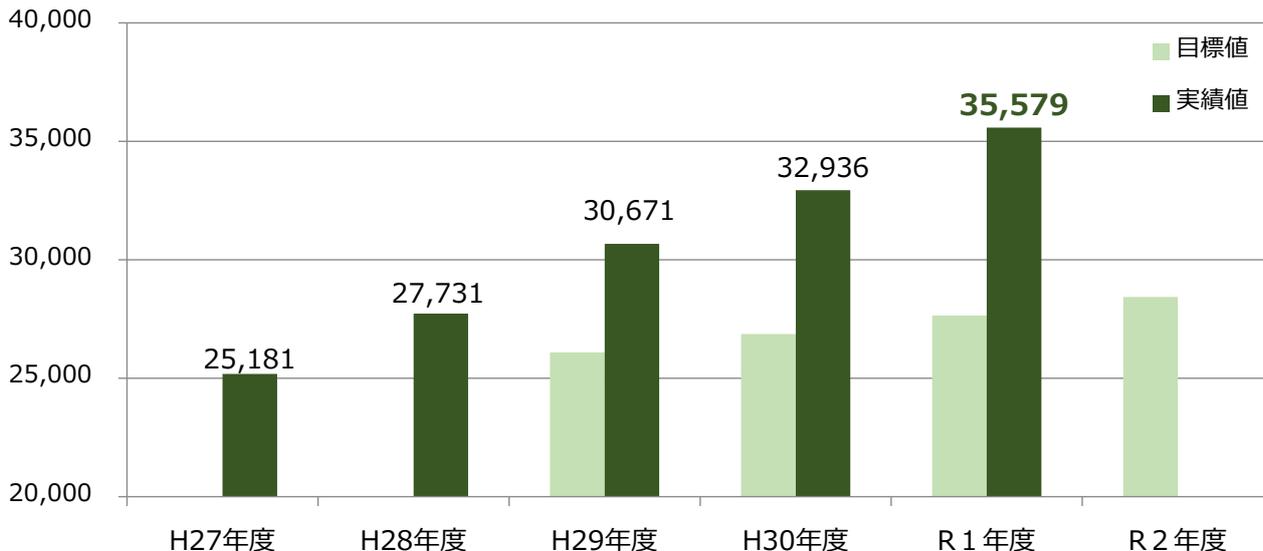
飯田市全体が排出する温室効果ガスの排出量

(千 t-CO₂)



飯田市全体が排出する温室効果ガスの排出量は、「産業部門」、「民生業務部門」、「民生家庭部門」、「運輸部門」、「森林吸収部門」の各データから算出しています。平成28年度から毎年減少しており、目標数値を上回る削減量となっています。内訳実績を見ても、産業部門の排出量が著しく減少していますが、他の部門も減少しており全体的に良好に推移しています。このことは、市民一人ひとりと事業者の省エネに対する意識が定着していると考えられます。

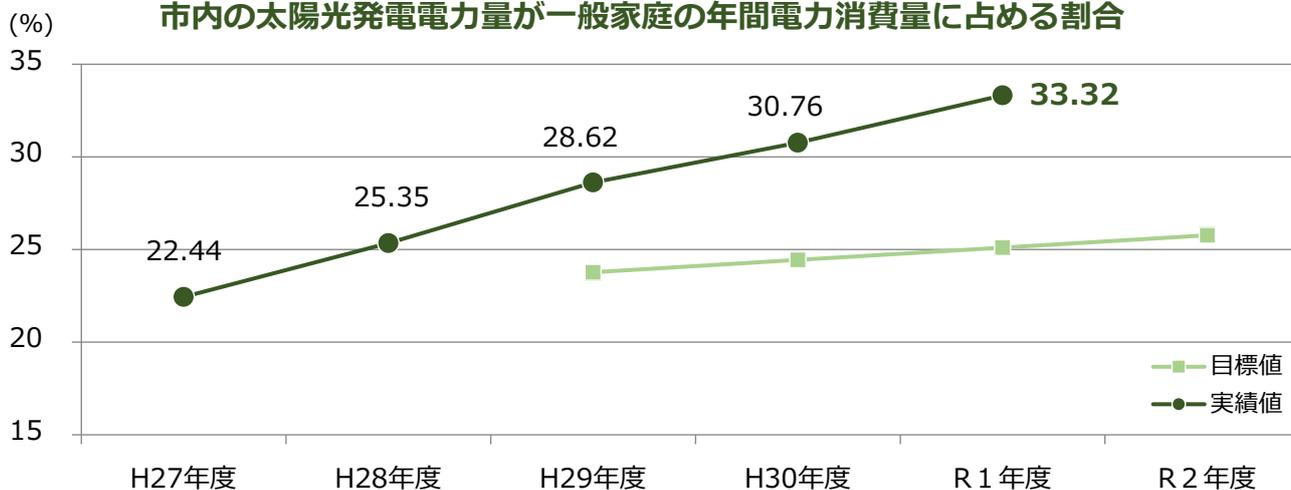
再生可能エネルギー利用による温室効果ガス排出の削減量



飯田市内でどの程度温室効果ガスの削減効果が生じているかを、再生可能エネルギー利用設備の設置実績等に基づいて算定したものです。太陽光エネルギーや消化ガスの利用数値は、年度ごとに数値を算出しますが、太陽熱、ペレットや薪などの実績は前年度の数値に積算して積み上げています。再生可能エネルギー利用設備の中でも太陽光発電設備の設置が順調に進んでおり、温室効果ガスの削減量が目標値を超える値で推移しています。

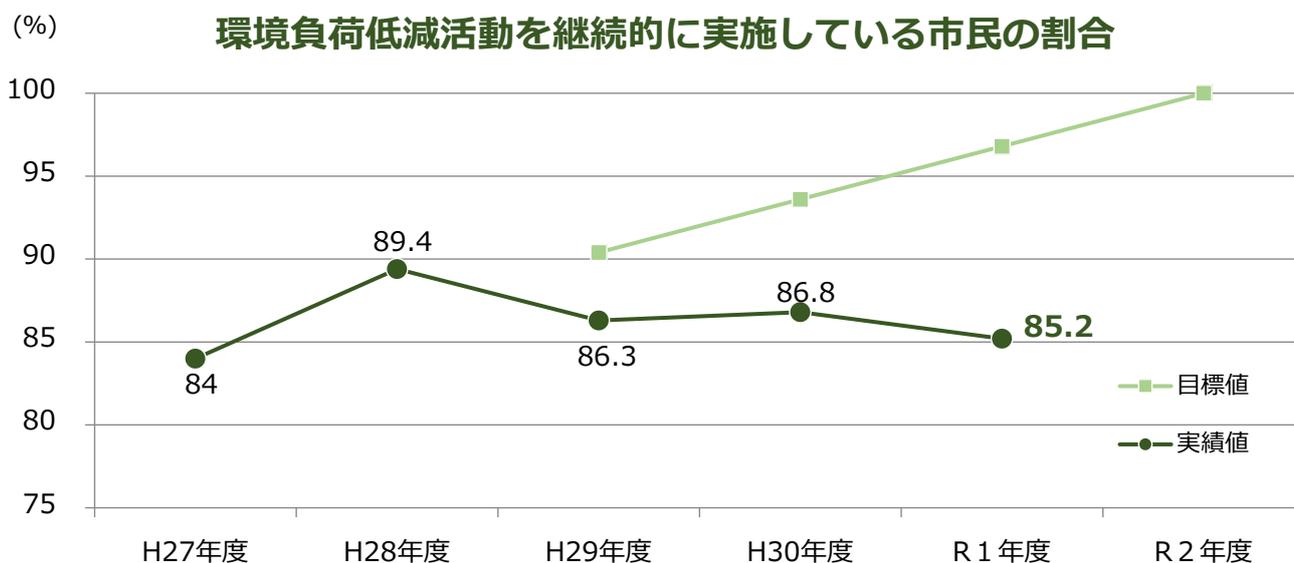
令和元年度も継続して再生可能エネルギー機器設置に対する補助金の交付など普及を行った結果が、温室効果ガスの削減量に好影響を与えていると考えられます。

市内の太陽光発電電力量が一般家庭の年間電力消費量に占める割合



計画年度当初から、目標値を上回る実績を継続しています。令和元年度も一般家庭で使われる電気の33.32%が太陽光発電による電気となっており、一般家庭での再生可能エネルギーの利用は着実に進んでいます。飯田市の補助金交付実績においても、蓄電システムへの補助件数が前年の2倍以上となり、太陽光発電による電気を有効活用する取組が浸透してきています。

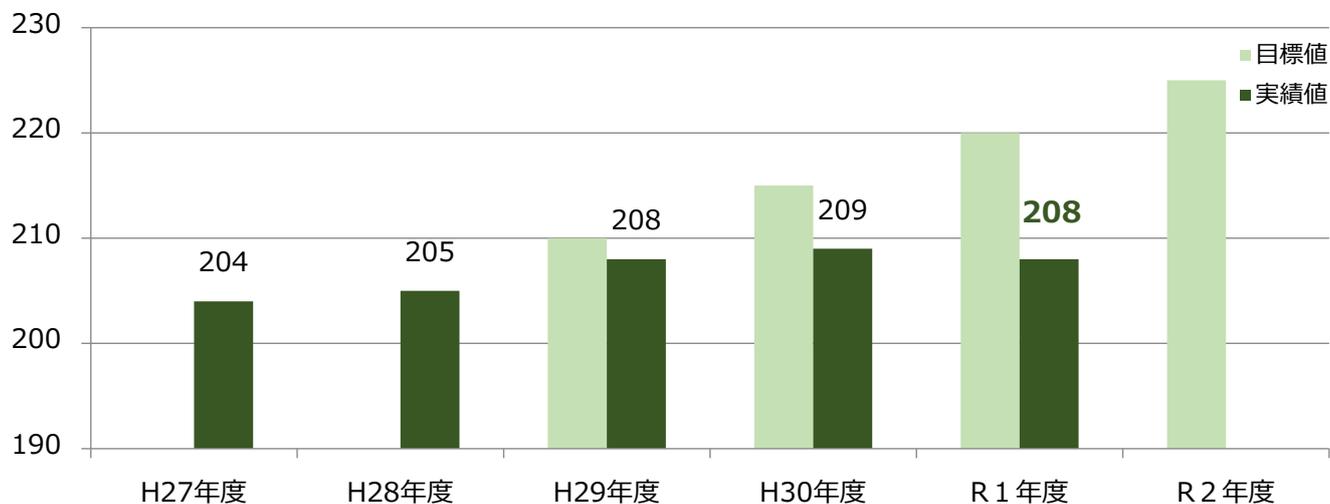
環境負荷低減活動を継続的に実施している市民の割合



平成 24 年度から、市民アンケート調査の中で、省エネや節電（エコドライブ、節水、風呂の残り水利用、不要な照明を消灯、待機電源 OFF、節電機器・省エネ型機器の利用など）を心がけ実践しているか、という質問項目を設けていますが、当時から多くの市民の取組割合が高い水準を示しています。

令和元年度の実績は、前年より減少していますが、新型コロナウイルスによる外出自粛などの社会的要因の影響もあったものの依然として 8 割以上の皆さんが取り組んでいます。しかし、目標として定めている段階的な向上には至っていないのが状況です。

環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業所数

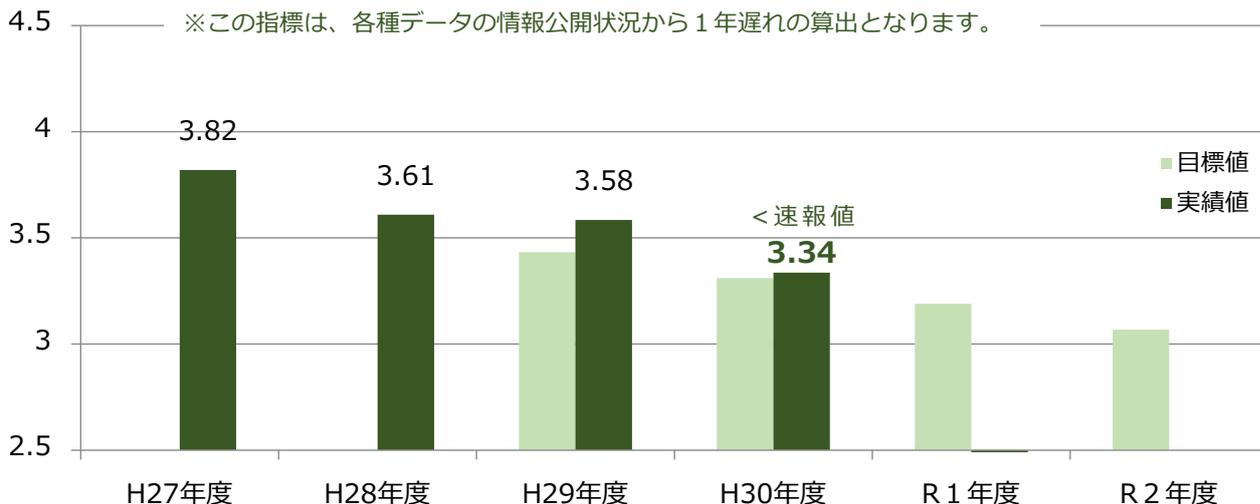


地域独自の環境マネジメントシステムである「南信州いいむす 21」では、令和元年度、新規の登録はなく 1 件辞退があったので、平成 30 年度より事業所数が 1 減少しています。これは世界的に、環境マネジメントシステム ISO 14001 の認証取得が 2006 年をピークに減少傾向にあることが影響してきていると考えられます。

令和元年度の実績では、既に登録いただいている事業所の更新審査及び市内 17 園の保育園すべてに対し、外部評価も必要であるとの判断し、「保育園いいむす 21」から「南信州いいむす 21」へ移行しました。

(t-CO₂)

一世帯あたりの温室効果ガス平均排出量

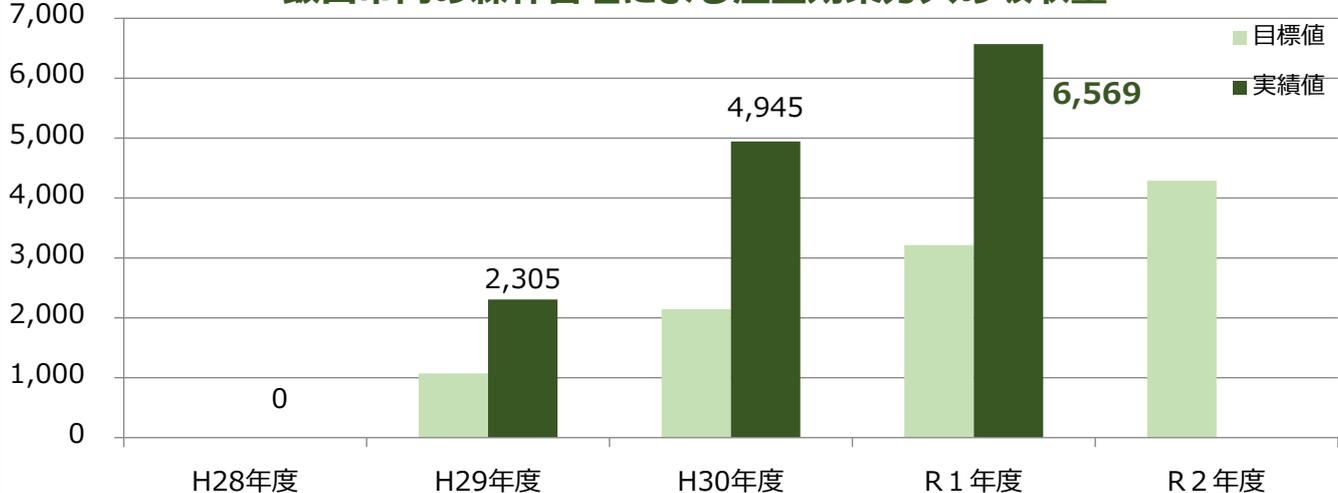


「飯田市全体が排出する温室効果ガスの排出量」のグラフにもあるとおり、各部門の数値が減少しているため、ここで該当する「民生家庭部門」も温室効果ガスの排出量は減少しています。この数値は「民生家庭部門」の排出量を当時の世帯数で割って算出しています。

平成30年度の実績は目標達成には至っていません。そのような中少しずつではあるものの減少傾向となっていますので、継続して省エネの取組を進める必要があります。

(t-CO₂)

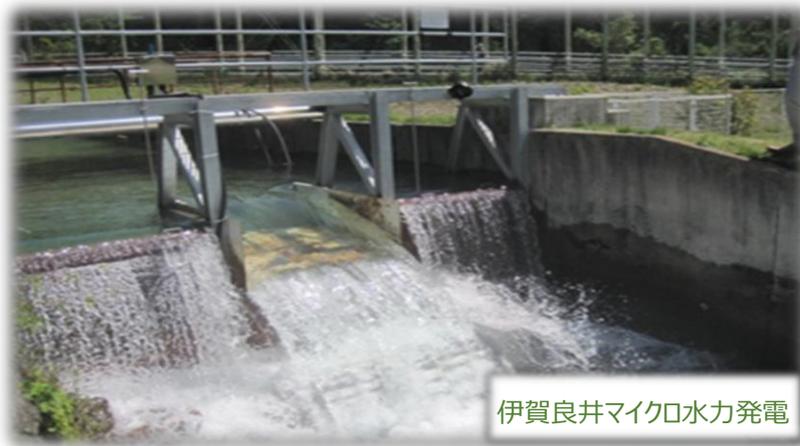
飯田市内の森林管理による温室効果ガスの吸収量



市内の森林管理（間伐等）に関する活動を行うことで、森林が温室効果ガスを吸収する機能改善による温室効果ガス吸収量を示しています。この指標は計画期間内での森林吸収量に着目しているため、本計画以前をゼロ扱いとしています。

この指標の数値は、間伐などの育成林整備面積をもとに算出しています。計画当初より順調に推移しており、目標値を上回る結果となっています。しかし平成30年度には533haあった育成林整備面積は、令和元年度に約327haまで減少しており、林業労働者の減少や担い手不足は課題となっています。

基本的方向 1-1 再生可能エネルギーによる持続可能な地域づくり



伊賀良井マイクロ水力発電

1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 上村地区で、小水力発電所が完成し、売電収益を活用した地域振興事業が実施されています。
- 地域環境権条例を活用し、多くの地域が小水力発電やバイオマス発電等の再生可能エネルギー事業に取り組み、地域の課題解決に結びついています。
- 太陽光発電設備で発電された電気は、蓄電することが主流となりつつあり、商用電力の消費量は減少を始めています。太陽熱温水器は、毎年一定の需要のもと普及拡大しています。
- 木質バイオマス機器の設置が進み、毎年一定数普及拡大しています。
- 小型木質バイオマス発電による地域公共再生可能エネルギー活用事業に取り組んでいます。
- 売電を伴うマイクロ水力発電所が市内で稼働を始めたことをきっかけに、多くの地域でマイクロ水力発電導入の検討が開始されています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
●小水力発電所建設に向けた取組みへの支援を継続して行う	○
●地域が行う再生可能エネルギー事業への取組み支援を行いそのノウハウの蓄積や体系化を行う	○
●木質バイオマス資源の賦存量及び利用可能量を把握する	○
●新たな木質バイオマス利活用モデルの構築及び展開を図る	○
●小水力発電の新たな開発可能性地点の把握など、太陽光発電以外の再生可能エネルギー利用を推進するための新たな開発可能性調査を実施する	○
●太陽熱など再生可能な熱エネルギー資源の新たな利用形態の検討及び実践に取り組む	○
●太陽光発電の新たな利用の検討及び利用モデルの構築を図る	○

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の取組状況

- 小沢川小水力発電事業について、国が計画する小沢川新砂防堰堤築造工事計画との事業検証及び調整を行い、事業に同調することで事業計画に大きなメリットが生じることから、事業工程を国に合わせ進めることとしました。それに伴い、今までの設計成果を基に詳細設計変更に着手しました。
- 太陽光発電設備 145 件、蓄電システム 78 件（うち太陽光発電設備と蓄電システムの同時設置 13 件）、太陽熱温水器 18 件の設置に対する補助を行いました。
- 公共施設への木質バイオマス活用機器の導入として、市内の学校へ 13 台、保育園へ 3 台の計 16 台を導入しました。
- 民間向け木質バイオマス活用機器設置への補助交付は、ペレットストーブ 2 台、薪ストーブ（ボイラー）11 台の計 13 台へ交付を行いました。
- 地域環境権条例に基づいて飯田市再生可能エネルギー導入審査会を開催し、その審査を経て再生エネルギー事業によって地域課題を解決しようとする地域団体の支援を行いました。
- 地域環境権条例に基づいて、5 件の条例認定を行いました。
- メガソーラーいいたの適切な管理と P R により太陽光発電の普及啓発を図りました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 小沢川小水力発電事業は、今後は、国県等関係機関の各種許認可を取得するとともに、令和 3 年度中に固定価格買取制度(FIT)に基づく単価取得を行う予定であり、発電所建設工事に着手できるよう市としても継続して支援していきます。
- 固定価格での電力買取制度が順次終了することに伴う市民の太陽光発電設備の設置意欲の低下を招かないよう、太陽光発電設備の設置容量増加及び蓄電システムの導入数の増加にむけて補助制度の運用変更を検討し、普及拡大を目指します。
- 設置開始から 16 年が経過した公共施設ペレットストーブは、優先度を判断しながら、政策効果を発揮できるようメンテナンスと既存機器の更新を中心に取組を進めます。
- 民間向けペレットストーブ補助については、工夫を図りながら利用促進の広報を行います。
- 固定価格買取制度(FIT)の買取価格は年々低下してきていることから、地域環境権条例を活用した事業では太陽光発電事業による従前と同じような事業展開が困難となっていくことが予想されますが、当面は未だ FIT の有利な買取価格を生かした事業が見込まれるので支援を行う一方、水力や木質バイオマスを活用した事業の支援や FIT に頼らない事業の在り方について可能性を模索していきます。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.147 環境モデル都市行動計画進行管理事業
- No.148 おひさまのエネルギー利用推進事業
- No.149 もりのエネルギー利用推進事業
- No.150 新エネルギー推進リーディング事業

補足説明 固定価格買取制度 (FIT)

固定価格買取制度 (FIT) とは、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定期間買い取ることとを国が約束する制度です。電力会社が買い取る費用の一部を電気利用者より賦課金として集め、再生可能エネルギーの導入を支えています。この制度により、発電設備の高い建設コストの回収の見通しが立ち普及を支えています。対象となる再生可能エネルギーは「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の5つで、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、その計画に基づいて新たに発電を始められる方が対象です。(出典：資源エネルギー庁)



基本的方向 1-2 環境にやさしい交通社会の形成



ツアーオブジャパン南信州ステージ

1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 市民の環境意識の高まりや、ランニングコスト等の金銭的なインセンティブ等から、より多くの市民が次世代自動車を選択しています。
- 公共交通は、環境意識の高まりや利便性の向上、地域の実情に即した公共交通空白地域の解消への取組みなどから、僅かずつではありますが利用者が増えています。また、リニア中央新幹線開通に向けた効果的な公共交通との接続の研究や、既存公共交通の新たな活用方法などの研究も進んでいます。
- 自転車市民共同利用システムによる電動アシスト自転車、スポーツバイクの乗車体験から、徐々に自転車の利用者が増えています。また、生活していく上で健康寿命が現在以上に重要な要素として位置づけられ、ロコモティブシンドローム等の考え方が浸透し、利用者が増え始めています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
●次世代自動車を選択する市民を増やしていくための情報収集、情報提供およびインセンティブの研究を行う	○
●継続したノーマイカー通勤運動の展開や公共交通への乗り換えを促進する	○
●市と地域ぐるみ環境 ISO 研究会が連携し、ノーマイカー運動を広く市民参加の取組になるよう検討する	◎
●公共交通の利便性の向上による利用促進に取り組む	△
●自転車市民共同利用システムの運営および新規利用者の掘り起こしを行う	○
●リニア駅周辺整備検討会議を軸とした公共交通のありかたなどを検討する	◎

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の取組状況

- 低炭素な交通手段への転換のため市民の自転車利用促進を目的とした自転車市民共同利用システムを運営しました。
- 電気自動車による低炭素車両の運行実証を継続しました。
- 「地域ぐるみ環境 I S O 研究会」が地球温暖化防止に向けて取り組んでいるノーマイカー一斉行動を支援し、事業所・市民・行政が一体となり取組を行いました。
- 飯田市地域公共交通改善市民会議を開催し、バス・乗合タクシーの運行、利用促進について協議しました。
- 電気事業者、バス事業者との連携により EV バス運行の実証実験を行うよう包括協定を締結しました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 事業開始から 11 年を迎えた自転車市民共同利用システムについては、経年劣化や故障を抱えた車体の選別を行いつつ安全性の確保しながら、新たなあり方を検討する必要があります。
- 環境にやさしい交通として電気事業者、バス事業者との連携により「環境モデル都市・飯田」に相応しい新たなモビリティ活用に向け、EV バスを活用したエネルギーマネジメントや利便性向上等の実証へ取り組みます。
- バス利用者、乗合タクシー利用者数は 373,711 人で、前年度比 4.1%・年間延べ 15,930 人減少しました（バス利用者：前年度比 3.9%・年間延べ 14,465 人減少、乗合タクシー利用者：7.0%・1,465 人減少）。新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、影響によるものと分析しています。地域公共交通改善市民協議会及び部会において、利用者の意見を聴きながら、より使いやすい公共交通の在り方を検討します。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No. 33 交通体系整備事業
- No.146 ISO 14001 推進事業
- No.151 環境にやさしい交通社会形成事業

補足説明 自転車市民共同利用システム

飯田市では平成 21 年度より、「自転車市民共同利用システム」というレンタサイクル事業を行っています。自転車の種類は 3 種類で、「電動アシスト付き自転車」「クロスバイク」「マウンテンバイク」があります。借りたその日に返却する「日貸し」と 3 か月以内の「長期貸し出し」が選べます。

JCCCA：全国地球温暖化防止活動推進センターによると、日本が排出する温室効果ガスの約 93%が化石燃料の燃焼に由来する CO₂です。この取組は、移動手段を自動車から自転車に乗り換えることで、CO₂の排出量を削減することを目的に開始されました。

是非この「自転車市民共同利用システム」を活用してみてください。詳しくは飯田市役所環境モデル都市推進課までお問合せください。

- (左) 電動アシスト付き自転車
- (中) クロスバイク
- (右) マウンテンバイク



基本的方向 1-3 リニア時代を見据えた低炭素な地域づくり



リニア駅周辺の構想

1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 電力システム改革の第 3 段階を迎え、発送電分離が実現しています。また、エネルギー革新戦略(経産省平成 28(2016)年 4 月策定)によれば、固定価格買取制度による買取期間が終了する再生可能エネルギー電源が順次生じてくるため、再生可能エネルギー産業の再構築や低炭素電源が市場の中で適切に評価される取引制度が創出されています。その他、再生可能エネルギー熱を中心としたシステムの構築も検討がなされています。
- 国などの制度を活用して、市内企業の創エネルギーの積極的な取組みと、環境と経営にやさしい省エネルギーの推進がなされ、市内の産業界全体が、環境と経済の好循環によるグリーン経済の推進に取り組む、地域経済が活性化されています。
- 平成 31(2019)年度までに、国が新しい省エネルギー制度評価を構築し、中小企業の省エネルギーへの取組み支援や機器のトップランナー制度の拡充、ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング)、ZEH を含む建築物の省エネルギー化を徹底的に進めています。
- 市内の事業者、市民がトップランナー機器などを活用した省エネルギーに積極的に取り組み、グリーン経済が推進されています。特に ZEH については、飯田市版 ZEH モデルが開発され、中心市街地の低炭素化も含めて、実証的に導入され始め、支援策もスタートしています。
- リニア駅周辺整備やリニア中央新幹線開通に伴う新たな街区開発において、低炭素エネルギー需給システムや低炭素機能を取り入れた交通体系を柱の一つにする低炭素街区の計画が策定されています。
- 排出権取引を見据えた渋谷区との協働による温暖化対策とそれに伴う地域間交流が活発に行われています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> ● グリーン経済の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動における環境負荷低減のための設備改修の実施により、企業経営の安定化を図る ・ 地域環境条例を軸とした再生可能エネルギーによるコミュニティビジネスを醸成し、環境産業の創設に繋げる 	○
<ul style="list-style-type: none"> ● 省エネルギー住宅の研究と普及 <ul style="list-style-type: none"> ・ 産官学の研究により、省エネルギー住宅の飯田独自仕様の構築及び流通方法を検討する ・ 上記の省エネルギー住宅普及促進のため、総合的な仕組みづくりの構築について検討する 	◎
<ul style="list-style-type: none"> ● リニア駅周辺における低炭素化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ リニア駅周辺整備の低炭素化を実現するためのエリアエネルギーマネジメント導入の検討を行う ・ 再生可能な熱エネルギーを中心とした熱供給システムについても研究を進める 	◎
<ul style="list-style-type: none"> ● 中心市街地低炭素街区研究 <ul style="list-style-type: none"> ・ 今までの研究結果も含め、ZEB、ZEH を含む建築物の省エネルギー化を推進する 	○
<ul style="list-style-type: none"> ● 排出権取引の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的な温室効果ガスの排出権取引も視野に入れ、渋谷区との地域間交流を活発化させる 	○

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の取組状況

- 日本都市計画学会と地元若手建築士が参画する「低炭素都市づくり自治体支援プログラム」で、温室効果ガスの削減と地域経済循環のモデル構築に資する飯田市版Z E H仕様の構築に向けて、民間事業者を含めた協議会を立ち上げることとなりました。
- 地元建築士へ新築物件に対する建物性能調査を実施し、市内での建築物の実態を把握することができました。
- 市内事業所での省エネルギーの取組に繋がる意識啓発のため、6月に省エネルギーセミナーを開催しました。
- 森林吸収源を活かした地域間交流の推進として、渋谷区と交流を行いました。秋の開催時期に台風19号の影響もあり2月開催となりましたが、5月に70名、2月に72名の計142名と多くの参加がありました。

4 次年度に向けた課題及び取組

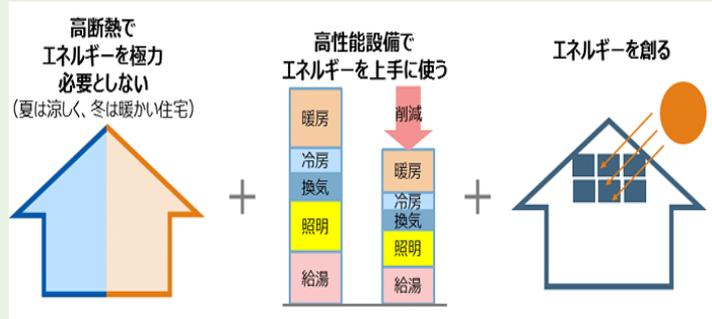
- 飯田市版Z E H仕様書の方向性を確認してきたなか、飯田市版Z E H仕様の構築と地域産材の流通の仕組みづくりの早期構築が必要です。
- 市内エネルギー消費実態調査で把握した調査結果をもとに、情報共有と新たなプランづくりの基礎資料とすることが必要です。
- 省エネセミナーを引き続き開催するとともに、さらなる省エネ行動を実行できるよう継続的に支援できる体制を検討します。
- 森林の価値を共有する地域間交流については、地域そのものの魅力を発信する新たな地域資源を掘り起こし、交流の拡大を目指して取り組む必要があります。
- 渋谷区との交流事業は都市部への飯田の魅力発信機会として取り組みます。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No. 46 リニア駅周辺整備事業
- No.147 環境モデル都市行動計画進行管理事業
- No.149 もりのエネルギー利用推進事業
- No.152 省エネルギー推進事業
- No.200 起業家育成支援事業
- No.201 中小企業金融対策事業

補足説明 ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）

ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは、外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入したことにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロになることを目指した住宅です。



基本的方向 1-4 未利用エネルギー等の利活用の推進



飯田市役所駐車場の風力

1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 市内の、電気、熱の需要および供給状況や、現況の建物や工場などのエネルギー使用状況と未利用エネルギー賦存量の調査を行い、地域エネルギーマップが作成されています。
- 太陽光、水力、バイオマス等の各賦存量調査を行い、地域内での再生可能エネルギー導入可能性を把握しています。
- 地域に賦存する未利用エネルギー量や再生可能エネルギー量の把握結果に基づき、将来的な活用方針が策定されています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
●未利用エネルギー等についての情報を収集する	○
●既存のエネルギーシステムとの複合的なエネルギー供給や需給インフラを踏まえた未利用エネルギー利用のあり方などを研究する	○
●飯田市で有効な未利用エネルギーの賦存量調査とその見える化（地域エネルギーマップ作成など）の調査、研究を行う	◎
●公共施設の改修などの機会をとらえた有効な未利用エネルギー普及に向けた先導的な実証のための取り組みを推進する	◎

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の実施状況

- 自治体独自のエネルギーマネジメント方針を構築して行くため、市内エネルギー消費実態調査を実施しました

4 次年度に向けた課題及び取組

- 市内エネルギー消費実態調査の結果を各種計画の基礎資料として活用します

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.148 おひさまのエネルギー利用推進事業
- No.149 もりのエネルギー利用推進事業
- No.150 新エネルギー推進リーディング事業
- No.152 省エネルギー推進事業

ミニ特集 ラウンドアバウト

ラウンドアバウト（環状交差点）は交差点中央に円形地帯（中央島）が設けられた円形交差点の一種です。車両はこの中央島に沿った環状道路（環道）を一方向に通行し、それぞれの道路に流出します。環道を走行する車両に優先権があることが最大の特徴であり、交通の流れは信号機や一時停止などにより中断されません。

信号機を使用しないことから、停電時などの災害時に機能マヒを起こさない自立した交差点として優れた面を持ちつつ、電気を使用しないため「環境に良い」、エコノミーでエコロジーな面も兼ね備えており、近年注目されている交差点です。

なお、飯田市は、2013年に国内で初めて信号交差点を廃止し、ラウンドアバウト交差点を導入しました。



（飯田市東和町のラウンドアバウト）

基本的方向2 エコな「ライフ＆ワーク」スタイルの推進

2-1 家庭における環境負荷低減活動の推進

- 省エネルギー住宅の普及啓発
- エコライフの普及啓発
- 環境拠点の運営
- 雨水の有効利用の促進

2-2 事業活動における環境負荷低減活動の推進

- 地域ぐるみ環境 ISO 研究会の活動推進
- 環境マネジメントシステムの運用・推進
- 雨水の有効利用の促進

2-3 学校・保育園における環境負荷低減活動の推進

- 学校のいいむす 21・保育園のいいむす 21 の運用・推進
- 雨水の有効利用の促進

2-4 地域活動における環境負荷低減活動の推進

- 市民活動への支援と協働

私たちは、自らの生活が自然や環境にマイナスの影響を与えているということを認識して、水やガス、電気などの資源やエネルギーを使いすぎたり、まだ使える物を簡単に捨てたり、不要なものを買うことを止めるなど、これ以上環境問題を深刻化させないために、環境への負荷を低減する取組みを実践することが重要です。このような、日常生活や事業活動を見直して、環境に配慮した行動へ変革するのがエコなライフ＆ワークです。地球温暖化防止のために再生可能エネルギーを積極的に利用することや、無駄なエネルギー利用の抑制を日常生活や事業活動の中で習慣化することで、社会資本を含めて低炭素化に取り組むことが必要です。そのためにも、環境を意識した行動へ変換する取組に対する支援策も含めた仕組みづくりが求められています。

補足説明 旧飯田測候所

旧飯田測候所は、国営の測候所として大正 11(1922)年 12 月に竣工されて以来、平成 14(2002)年 5 月に高羽町の国合同庁舎へ移転するまで、飯田地域の気象観測の拠点として 80 年にわたり活用された建物です。長野県に唯一残る大正期の測候所庁舎であり、我が国の気象観測の歴史を知るうえで貴重な建築物であることから、平成 24 年 8 月に国の登録有形文化財として登録されました。

その後、平成 25(2013)年度に改修工事を行い、平成 26(2014)年 4 月から飯田市の施設として供用を開始しました。

長きにわたり、飯田下伊那地域の気象観測の拠点として機能を果たしてきた旧飯田測候所を保存し、有効に活用するとともに、環境政策の拠点として環境学習の実施や、地域における環境学習の積極的な推進・支援、再生可能エネルギーの普及啓発など、持続可能な循環型社会を目指した取組を広く展開しています。



基本的方向2 エコな「ライフ&ワーク」スタイルの推進 (指標の達成状況)

指標 番号	目的の達成度を表す指標	単位	令和2年度 目標値	令和元年度		達成 状況
				目標	実績	
1	飯田市全体が排出する温室効果ガスの排出量※1	t-CO ₂	602,522	617,783	582,049	◎
2	再生可能エネルギー利用等による温室効果ガスの削減量	t-CO ₂	28,430	27,650	35,579	◎
3	市内の太陽光発電電力量が一般家庭の年間電力消費量に占める割合	%	25.76	25.10	33.32	◎
4	環境負荷低減活動を継続的に実施している市民の割合	%	100.0	96.8	85.2	△
5	環境マネジメントシステムに取り組んでいる事業所数	所	225	220	208	△
6	一世帯あたりの温室効果ガス平均排出量	t-CO ₂	3.06	3.19	3.34	△
7	飯田市内の森林管理による温室効果ガスの吸収量	t-CO ₂	4,288	3,216	6,569	◎

◎：目標以上の達成 ○：目標達成
 △：目標未達成だが上昇傾向 ×：目標未達成で横ばいまたは下降傾向
 ※1 温室効果ガスの排出量は、1年遅れでの算出となる

基本的方向 2-1 家庭における環境負荷低減活動の推進



りんご並木のエコハウス

1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 建築関係業者の環境配慮型住宅に対する知識や技術がさらに高まり、省エネルギー住宅の普及に向けた取組みが広く展開されています。
- 環境問題への関心が高まり、省エネルギーを意識したライフスタイルに変化しています。節電、節水、エコドライブ、リサイクルの徹底など、環境を意識した日常生活が習慣化されています。
- 「りんご並木のエコハウス」の来場者に、エコハウスのメリットを直接体験してもらうことで、環境配慮型住宅の普及に繋がるとともに、低炭素なまちづくりの重要性が浸透しています。
- 「旧飯田測候所」が環境教育の拠点として、環境人材を育成し、環境に関する情報を発信しています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
● 「りんご並木のエコハウス」などを活用し、省エネルギー住宅の普及啓発を行う	○
● 省エネルギー、節水、節電など環境負荷低減活動を推進し、その成果の見える化と把握方法について研究する	○
● 「旧飯田測候所」を活用した環境関連の学習やセミナーなどを行う	○

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の実施状況

- りんご並木のエコハウスを活用した日常生活における低炭素活動の普及を図るため、エコカフェ事業、エコライフコーディネーターによる啓発事業などを指定管理者と協働して実施しました。
- 旧飯田測候所の適切な管理に努め、環境教育の拠点となる事業及び地域と協働したコミュニティ活動を創出するよう指定管理者とともに運営しました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- エコハウスの来場者が減少傾向にあります。省エネ住宅の普及状況などから、今後は来場者数ばかりではなく指定管理者と連携して生活者視点でエコライフを呼びかける質的向上を追求する取組が必要です。
- 旧飯田測候所は、環境人材の育成の場となるような機会を創出し、環境に対する市民の意識を向上を促す必要があります。また、施設の老朽化により修繕を必要とする箇所が増えている中、来場者の安全性を確保する必要があります。
- 指定管理者と連携し、設置目的である環境活動の拠点とにぎわいの場の創出となるよう、りんご並木のエコハウスの活用方法を検討します。
- 旧飯田測候所において、飯田自然エネルギー大学のほか、環境人材育成の契機となる講座などの開催を指定管理者とともに検討します。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.147 環境モデル都市行動計画進行管理事業
- No.152 省エネルギー推進事業
- No.153 エコライフ啓発普及事業

補足説明 りんご並木エコハウス

中心市街地のりんご並木沿いに、21世紀環境共生型モデル住宅、通称「りんご並木のエコハウス」があります。エコハウスとは、地域の気候風土や敷地条件、暮らし方に対応して、自然エネルギーの活用や、地域産材を積極的に取り入れるなど、環境負荷のかからない住まいづくりを目指した住宅のことです。

りんご並木のエコハウスは、環境負荷の低減が可能な住宅として、温暖化の防止や低炭素化を実現するための先導的な役割をもち、環境共生型住宅の普及と環境意識の高揚を図る拠点として活用されています。

また、住民による環境活動の拠点となり、にぎわいの場を創出することにより中心市街地の活性化を図るため、エコカフェでの意識啓発や、様々な媒体を通じた情報発信など環境について考える機会を提供するとともに、まちなかの気楽に立ち寄れる場所として多くの市民に愛され、環境共生のメッセージを伝える役割を担っています。



基本的方向 2-2 事業活動における環境負荷低減活動の推進



南信州いいむす 21 交付式

1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- ISO 14001 や地域独自の環境マネジメントシステム「南信州いいむす 21」などに取り組む事業所数が、現在より増えています。
- 上記以外の事業所でも、「地域ぐるみ環境 ISO 研究会」などの呼びかけによるノーマイカー運動などの一斉行動などに取り組み、地域全体での環境改善活動が行われています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
● 地域内の事業所が、経営環境及び力量に応じた ISO 14001 や地域独自の環境マネジメントシステム「南信州いいむす 21」などに取り組む	◎

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の実績

- 地域ぐるみ環境 ISO 研究会では、長野県環境保全協会と共催で「環境法令勉強会」を開催し、多くの事業所が理解を深めることができました。
- 飯田市役所の ISO 推進では、業務に即した ISO の運用をさらに進めるために教育訓練の内容等の工夫に努めました。さらには、教育訓練に合わせた「飯田市役所地球温暖化防止実行計画」の進捗状況や今後の到達点などを共有し、各部署の環境負荷への見直しにつなげることができました。
- 地域ぐるみ環境 ISO 研究会では環境一斉行動週間を 3 回実施しました。結果は以下のとおりです。
 - ・ 春の環境一斉行動週間 参加内訳：66 事業所 7,364 名
 - ・ 夏の環境一斉行動週間 参加内訳：79 事業所 6,247 名
 - ・ 秋の環境一斉行動週間 参加内訳：69 事業所 5,063 名
- 「南信州いいむす 21」の取組では、主に町村に対して説明を行い、4 町村(高森町、阿南町、泰阜村、根羽村)から新規登録に向けた審査の申し出がありました。ほかの町村でも 2 村(天龍村、売木村)で説明を行い、取組の検討が始まっています。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 「南信州いいむす 21」の今後の運用について、地域ぐるみ環境 ISO 研究会にて検討を行い、将来的な方向性について定めていきます。その際、SDGs や地域循環共生圏への取組も視野に入れていきます。
- 「環境一斉行動週間」では、新規に取り組む事業所への呼びかけを行い、取組の輪を広げていきます。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.146 ISO 14001 推進事業

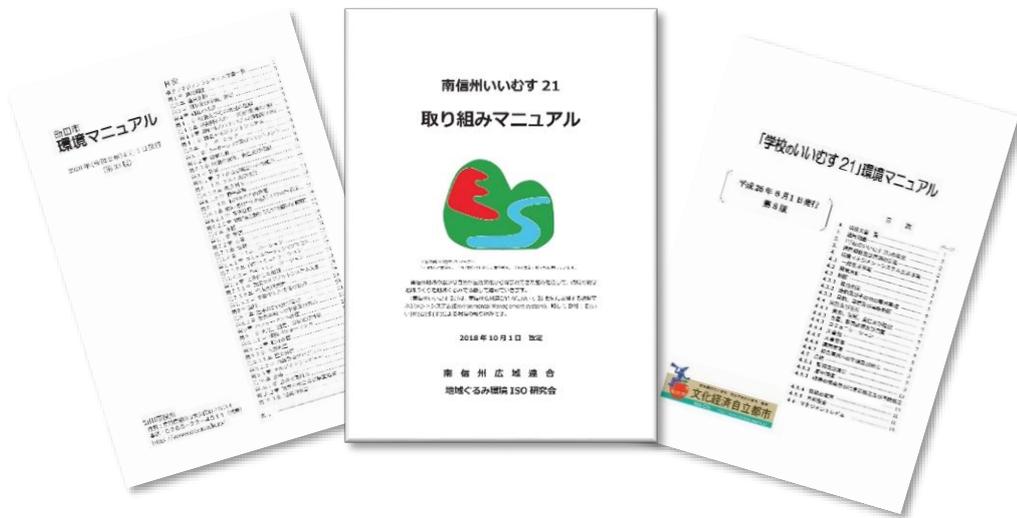
補足説明 地域ぐるみ環境 ISO 研究会

平成 9(1997)年 11 月、生産技術力相互研鑽の 4 社改善研究会を核に、飯田市のエコタウン事業を契機として地域内の 6 事業所による「地域ぐるみで ISO へ挑戦しよう研究会」が発足し、ISO 14001 の認証登録を目標に活動が開始されました。

平成 12(2000)年 1 月、6 事業所全てが ISO 14001 認証登録を終え、「地域ぐるみ環境 ISO 研究会」へ名称変更し、ISO のノウハウを共有して地域企業の環境 ISO への取組支援を行う活動へと移りました。研究会の活動理念は、「地域の自然を残し、持続可能な地域づくりのため、新しい環境改善の地域文化を創造する」で、事業所内の環境 ISO の考え方が家庭に伝われば、その取り組みは万を超える草の根運動になるとの考え方のもと、事業所内だけの「点」でなく、地域の「面」で行う環境改善活動の裾野を広げる「ぐるみ運動」を展開しています。



基本的方向 2-3 学校・保育園における環境負荷低減活動の推進



1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 現在、市内の小中学校において運用されている「学校のいいむす 21」、公立保育園において運用されている「保育園のいいむす 21」が、さらに教育に特化し運用しやすいよう、システム改善が進んでいます。それを基に、私立の保育園、幼稚園においても環境改善活動の輪が広がっています。
- 南信州地域の高校全 8 校で「南信州いいむす 21」が運用され、高校における環境改善活動の輪が広がっています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
<ul style="list-style-type: none"> ● 「保育園いいむす 21」「学校いいむす 21」は、市全ての組織・施設への取組拡大を目指して、「いいむす 21」から進化し定着してきている。この独自システムを ISO 14001 の 2015 年版規格改定に合わせ、対象が園児や児童、生徒であることや、保育・教育現場であるといった特殊要因を踏まえどのようにシステム改善していくか、どのように特化していくか検討を進める。 	◎

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の取組状況

- 子供発達センターひまわりを含む市内の公立保育園 17 円全園で、保育園に特化した環境マネジメントシステムである「保育園いいむす 21」から、「南信州いいむす 21」へ取組を移行し、「信州やま保育」への取組による環境教育の普及を核とした新たな環境への取組をスタートしました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 「学校のいいむす 21」の取組を今後どのように運用することが小中学生への環境の意識づけとなるのかを関係機関と協議していく必要があります。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.146 ISO 14001 推進事業

補足説明 南信州いいむす 21 と環境一斉行動週間

世界中の企業が環境に関するマネジメントシステムの国際規格 ISO14001 の認証を取得して環境負荷の軽減などに取り組んでいます。しかしながら、「ISO14001」の認証取得には多額の費用がかかることなどから、必要性を認めながらも取り組めない事業所が多いのも事実です。そこで、地域内の事業所が参加する「地域ぐるみ環境 ISO 研究会」は、この地域で活動する小規模な事業所でも取り組みやすい環境マネジメントシステムを提供することになりました。環境への取り組みは点ではなく、面での活動がより大きな成果をもたらします。事業所での活動はもとより、その事業所で働くすべての方、そしてその家族ができることに取り組むことにより大きな地域活動に結びつくこととなり、豊かな南信州の環境を守ることにあります。それぞれの事業所での環境改善活動が地域全体に広がっていくことを目指します。

「南信州いいむす 21」では要求事項として「環境一斉行動週間」への参加を必須取組事項としています。本取組は地域ぐるみ環境 ISO 研究会主催の取組で、ノーマイカーやエコドライブ、プラス 10 運動や地域産のものを食べようといった環境に配慮した行動を文字通り地域ぐるみで一斉に行います。上記のとおり、環境への取組は点ではなく面での活動が大きな成果をもたらす点で重要な取組です。



基本的方向 2-4 地域活動における環境負荷低減活動の推進



飯田自然エネルギー大学

1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 地域団体の環境負荷低減活動が広く市民へ浸透しています。
- 地域における持続可能な社会を実現するための環境負荷低減活動が、市民生活の中に定着しています。
- 地域団体の自主的な取組みが、地域ぐるみでの活動となり、日常生活における温室効果ガスの削減の成果が現れています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
● 日常生活において、幅広い環境負荷低減活動が行えるよう各種団体が集い交流する場を創出し、市民への普及啓発を協働して取り組む	○

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の実施状況

- 身近な環境を自分たちの手で改善する活動の一つとして、全市一斉に河川清掃を実施するよう呼びかけました。
- アメリカシロヒトリの食害から緑の環境を守るため、地区団体がアメリカシロヒトリの共同防除を行うに際し、希望により車両及び動力噴霧器の貸し出しや薬品の払出しを行いました。
- 飯田脱炭素社会推進協議会の運営及び支援を行いました。
- 地域環境権条例に基づいて飯田市再生可能エネルギー導入審査会を開催し、その審査を経て再生エネルギー事業によって地域課題を解決しようとする地域団体の支援を行いました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 河川清掃の参加者の高齢化とそのことに伴う事故が危惧されることや地区内の担い手不足が心配なため、無理のない作業をして頂くよう各地区へ引き続き依頼し、河川管理者と協議を行います。
- アメリカシロヒトリ防除機材及び車両の老朽化による不具合が懸念されるため、機材のメンテナンスを引き続き行うとともに、市民が適用範囲となる民間保険へ継続加入します。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.139 環境衛生事業
- No.147 環境モデル都市行動計画進行管理事業
- No.153 エコライフ啓発普及事業
- No.154 3R 推進事業

基本的方向3 気候変動への適応

3-1 気候変動への「適応」に関する研究

- 気候変動に関する情報収集

3-2 環境情報の適切な提供

- 温暖化対策のための外部機関との協働
- 環境モデル都市行動計画管理・報告
- 環境モデル都市としての情報発信
- 温室効果ガスの排出量の把握

地球温暖化防止のため、温室効果ガスの排出削減と吸収の対策を行うことを「緩和」と言います。省エネルギーの取組みや、再生可能エネルギーなどの普及や植物による二酸化炭素の吸収源増加などが挙げられます。

これに対して、既に起こりつつある気候変動による影響への軽減の備えと、新しい気候条件を活用することを「適応」と言います。影響の軽減をはじめ、リスクの回避・分散・需要と、機会の利用を踏まえた対策のことで、渇水対策や農作物の新種の開発や、熱中症の早期警告インフラ整備などが例として挙げられます。

気候変動による影響は既に各分野で現れており、それぞれの対応策を強化すると同時に、最新の研究成果を活用して、将来の気候変動によるリスクを評価しながら、地域性と合致した中長期的な適応策を検討することが求められています。

基本的方向3では、活動内容や実績を重視し、管理指標は設定しません。

補足説明 地球温暖化対策計画とパリ協定

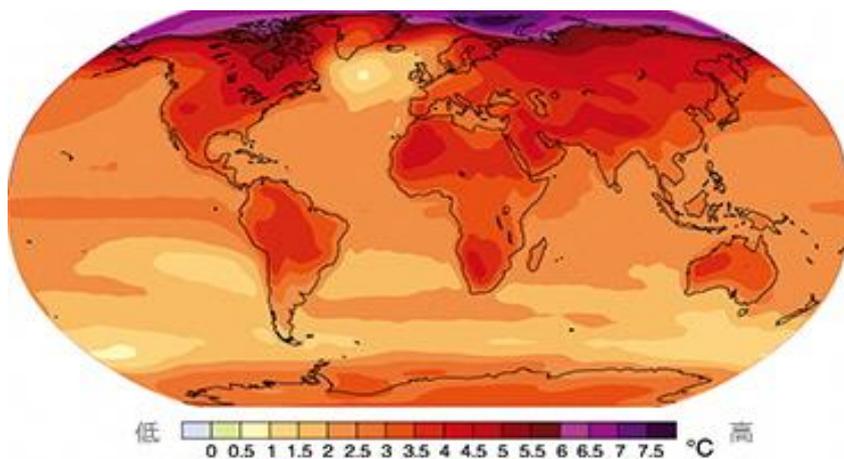
平成27年7月17日に開催した国の地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比で26.0%減とする「日本の約束草案」を決定し、同日付で国連気候変動枠組条約事務局に提出しました。

また、同年12月にフランス・パリで開催されたCOP21では、すべての国が参加する公平で実効的な2020年以降の法的枠組みとして「パリ協定」が採択されました。

パリ協定の採択を受け、政府は同年12月22日に開催した地球温暖化対策推進本部において「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」を決定し「地球温暖化対策計画」を策定することとなり、平成28年5月13日に閣議決定されました。2013年度比で2030年までに温室効果ガス排出量を26%削減する中期目標に加え、2050年までに80%の温室効果ガスを削減する長期目標が設定されました。



基本的方向3-1 気候変動への「適応」に関する研究



※IPCC第4次評価報告書より

1 目指す将来像と現状（平成29年）から考えた4年後の目標

- 飯田市における気候変動による影響について、県の取組みと連携できる体制を整え、情報収集を行い、整備されています。
- 県の「信州・気候変動モニタリングネットワーク」から得られる気候変動の影響予測を、企業、大学、県などで構成する「信州・気候変動適応プラットフォーム」に提供し、各分野への影響について、産学官連携して気候変動の被害を抑える技術開発の検討を進めています。



2 取組目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
● 県などと協働して、気候変動に関する情報収集や、環境チェッカーによる調査結果などから動植物などに関する情報を収集する	◎
● 市内の多様な主体の協働によるモニタリング体制を構築し、情報収集や分析による科学的知見の集積を行う	○
● 飯田市版「気候変動適応計画」（仮称）の策定に向けた方向性の検討を行い、飯田市の各種計画の策定時や改定時に「適応」の視点を導入する	○
● 研究機関などと連携し、適応策の研究に着手する	◎

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の取組状況

- 中部環境先進5市会議、環境首都創造フォーラム、環境自治体会議、イクレイ（持続可能性を目指す自治体協議会）等へ参加し、情報の取得と環境モデル都市いいだの情報発信をしました。
- 気候変動適応について、長野県が設置する信州気候変動適応センターの設立経緯、業務概要等を確認し、当市が進めるべき適応策の方向性を探るために打ち合わせを行いました。
- ホームページからの発信等により、環境モデル都市として先進的取組の水平展開を行いました。
- 市民が住み続けられる地域づくりの視点に立って21いいだ環境プラン第5次改訂版及び第3次飯田市環境モデル都市行動計画の策定に向けて、環境審議会と意見交換を行い、骨子をまとめました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 市民が住み続けられる地域づくりをする視点に立って21'いいだ環境プラン第5次改訂版及び第3次飯田市環境モデル都市行動計画の策定に向けて、今後も令和2年度中の計画策定に向けて適切な情報提供を行い、意見を聴取していくことが必要です。
- 21'いいだ環境プラン第5次改訂版及び第3次環境モデル都市行動計画の策定の中で、気候変動への適応に対する市の方針を検討します。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.147 環境モデル都市行動計画進行管理事業

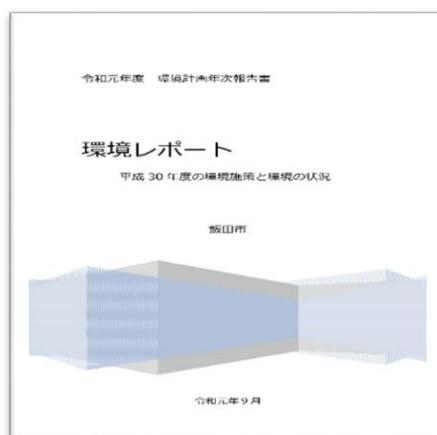
補足説明 **イクレイ（ICLEI）**

イクレイ（持続可能性を目指す自治体協議会）は持続可能な都市と地域を目指す地方自治体による国際組織です。イクレイは1990年に43か国、200以上の自治体があつまりニューヨークの国際連合本部で開かれた「持続可能な未来のための自治体世界会議」で誕生した組織で、現在は世界1,750を超える自治体が「イクレイ会員」となっており、飯田市もそのうちの1つの自治体です。

イクレイは「地球規模での環境問題解決には地域の自発的な活動の積み重ねが欠かせない」との方針のもと、地域の挑戦をサポートする活動を行っており、飯田市はイクレイ会員として、1,750を超える多様な都市や、地域、専門家との国際的ネットワークとつながりを持つとともに、国際的な政策提言や技術発展、国内外の自治体による先進的な取組や持続可能な社会に向けた動向等について、最新の情報を収集しています。



基本的方向 3-2 環境情報の適切な提供



1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 緩和策と適応策の一体的な温暖化対策について、情報を整理し発信しています。
- 各種環境情報をわかりやすく整理し、環境教育や生涯学習の場でも学習教材として活用しています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
● 気候変動に関する情報の適時適切な発信と啓発を行う	◎
● 温室効果ガスの排出量の把握分析に取り組む	◎

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の取組状況

- ホームページからの発信等により、環境モデル都市として先進的取組の水平展開を行いました。
- 飯田市の環境政策を適正に推進していくため、有識者、市民などで構成する環境審議会を 3 回開催し、環境レポート、環境プラン改訂等について委員から専門的な知見や市民の目線に立った意見をいただきました。
- 21'いいだ環境プラン第 4 次改訂計画に基づく施策の進捗状況について環境レポートを作成し、公表しました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 21'いいだ環境プラン第 5 次改訂版及び第 3 次飯田環境モデル都市行動計画の策定に取り組みます。
- 21'いいだ環境プラン第 4 次改訂版の内容に沿って環境レポートの作成と公表をします。
- 環境審議会に時節に応じた題材を付議し、議論を通して広く市民の環境問題への取組を促す機会とします。
- 意見を聴取するため、環境審議会を開催します。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.142 環境保全推進事業
- No.147 環境モデル都市行動計画進行管理事業

ごみ分別アプリ



お手持ちのスマートフォンやタブレット端末で、お住いの地区のごみ収集日を確認できるほか、ごみの分別方法を検索できるようになりました。

〈ごみ・リサイクルカレンダー〉

お住いの地区を設定すると、トップ画面に1週間分の収集日程が表示されるほか、その日に出すごみの種類が通知されます。

〈ごみ品目別分別表〉

ごみ品目で検索して、分別区分、出し方、出す際の注意事項を確認できます。

〈情報配信〉

飯田市から、ごみ出しや収集運搬等に関する情報を配信します。

〈利用方法〉

スマートフォンやタブレット端末から、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」(無料)

をインストールし、地域設定からお住いの地域を選択してください。(QRコードよりお進み頂けます。) パソコンをご利用の方は、飯田市ホームページ内の「ごみリサイクル」➡「ごみ分別アプリ」のページ内下部に Web 版の外部リンクを掲載しております。



Android 端末 (os : 5.0 以上)



ios 端末 (ios : 9.0 以上)

政策 2 循環型社会の形成

政策 2 循環型社会の形成

基本的方向 4
 廃棄物の減量および適正処理と
 地域環境美化の推進

- リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進
- リサイクル(再生利用)の推進
- ごみの適正処理の推進
- 不法投棄の根絶と環境美化の推進
- 処理施設の適正管理と整備への協力

「循環型社会」とは、「廃棄物等の発生抑制」、「循環資源の循環的な利用」、「適正な処分の確保」によって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいいます。大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、依然として最終処分場のひっ迫に影響を及ぼすなど廃棄物処理を取り巻く状況は厳しさを増しています。

さらに、廃棄物処理は、温室効果ガスの排出による地球温暖化問題、天然資源の枯渇の懸念、大規模な資源採取による自然破壊など様々な環境問題にも密接に関係しています。

これらを受け、ごみ処理に伴う生活環境への負担の低減のため、廃棄物等の発生量の抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進を強力に進め、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」へと移行していく必要があります。



出典：環境省 海岸に漂着する大量のごみ

補足説明 3R

ごみの量を減らす (Reduce)、繰り返し使う (Reuse)、再び使用する (Recycle) という資源を大切に使うためにポイントとなる3つの行動を示したものをそれぞれの頭文字「R」をとって3Rと言います。

生活の中で「もったいない」を探し、3Rが示す行動の中から自分にできることを考えてみましょう。

(出典：環境省)



基本的方向 4 廃棄物の減量および適正処理と地域環境美化の推進 (具体的な取組)

4-1 リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）の推進

- 2Rの啓発 ● レジ袋削減・マイバッグ持参運動の実施 ● 事業系一般廃棄物の減量化 ● 生ごみ処理機器の購入費の補助

4-2 リサイクル（再生利用）の推進

- リサイクルの啓発 ● 資源ごみの収集運搬と処理 ● 容器包装廃棄物の収集運搬と処理 ● リサイクルステーションの管理運営 ● 資源回収団体への補助金の交付

4-3 ごみの適正処理の推進

- ごみの適正排出の啓発 ● ごみの収集運搬 ● ごみ集積所の管理運営 ● 粗大ごみの戸別収集 ● ごみ処理費用負担制度の運用

4-4 不法投棄の根絶と環境美化の推進

- ポイ捨て等を防止するための啓発 ● ごみゼロ運動の実施 ● 環境美化指導員及び不法投棄パトロール員による巡視活動 ● 地域環境美化推進事業補助金の交付 ● 地域環境美化活動への支援

4-5 処理施設の適正管理と整備への協力

- 一般廃棄物最終処分場の管理・運営 ● 稲葉クリーンセンターの整備および運営への協力

我が国は、時代によって変化してきた廃棄物に関する課題に対して、法律の制定や改正などを行い、地方自治体、民間事業者、住民などと協力して適正な廃棄物処理と資源の有効活用を推進してきました。しかし、法整備がなされてきた現代社会においても、高度成長期から続く大量消費、買い過ぎ、作り過ぎや食べ残しなどによる過剰なごみが排出されていること、まだ使えるものがごみとして捨てられていること、再生利用できるものの一部がごみとして排出されていることなど、一部の不適正な排出により必要以上のごみを処理していることから、ごみ処理費用の増加をはじめ、環境への負荷が発生しています。

3Rの推進により廃棄物となるごみを減量するとともに、廃棄物となったごみを適正に処理し、最終的に処分するごみの量を減らしていくことが求められています。

一方、環境美化活動は、美しいまちを将来の世代へ引き継ぐための取組であり、広い意味では、地球の温暖化防止や自然環境の保護などにもつながる身近で幅広い取組といえます。

今後も、多様な主体による環境美化活動に取り組み、不法投棄されにくい環境づくりをしていくことで、ポイ捨てや不法投棄の根絶をはじめ、地域における環境美化意識の醸成やごみのないきれいなまちの実現を目指していく必要があります。

ミニ特集 エシカル消費

SDGs（持続可能な開発目標）のゴール12「つくる責任つかう責任」は、生産と消費のライフサイクルを通して、天然資源や有害物質の利用及び廃棄物や汚染物質の排出を最小限に抑えることを目標にしています。「つくる責任つかう責任」には多様な概念が含まれますが、その一つとして、「エシカル消費（論理的消費）」が注目されています。

エシカル消費は消費者基本計画（2015年3月閣議決定）において「地域の活性化や雇用なども含む、人や社会・環境に配慮した消費行動」とされています。現代は世界中から様々な商品・サービスが選択できるようになっており、モノのライフサイクルを通じた社会や環境に対する負担や影響が、消費者から見えにくくなっています。エシカル消費はこのライフサイクルを可視化し、社会や環境に配慮した商品・サービスを積極的に選択することで、消費者それぞれが社会的課題や環境問題の解決を考慮した消費活動を行うことと言えます。（出典 環境省）

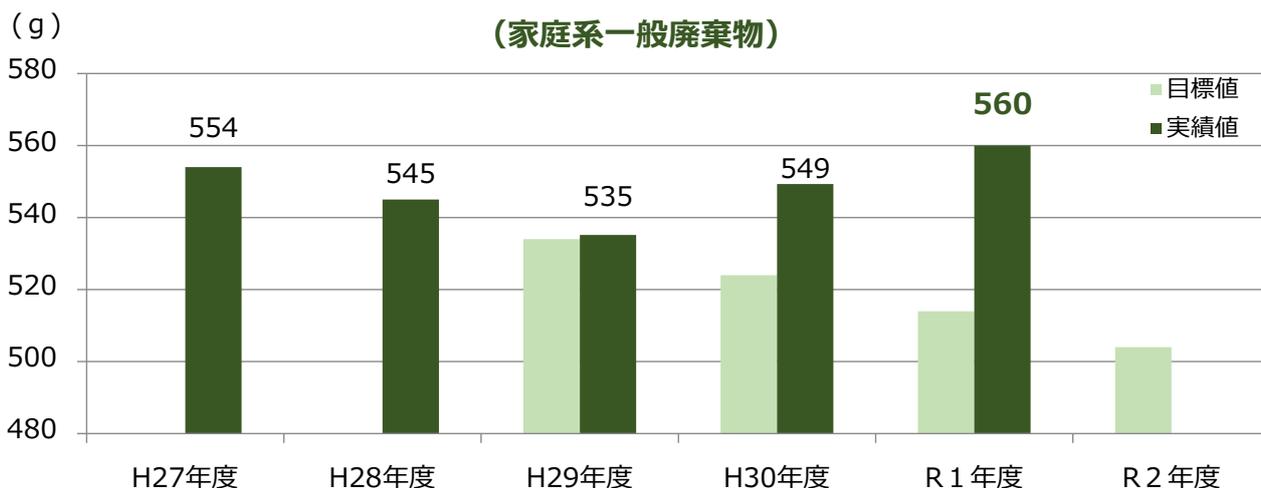


基本的方向 4 廃棄物の減量および適正処理と地域環境美化の推進 (指標の達成状況)

指標 番号	目的の達成度を表す指標	単位	令和2年度 目標値	令和元年度		達成 状況
				目標	実績	
8	市民一人あたりが1日に排出するごみの量（家庭系一般廃棄物）	g	504	514	560	×
9	環境美化活動に取り組んだ市民等（地域、事業所、団体、市民）の割合	%	33.3	33.3	31.4	△

◎：目標以上の達成 ○：目標達成
△：目標未達成だが上昇傾向 ×：目標未達成で横ばいまたは下降傾向

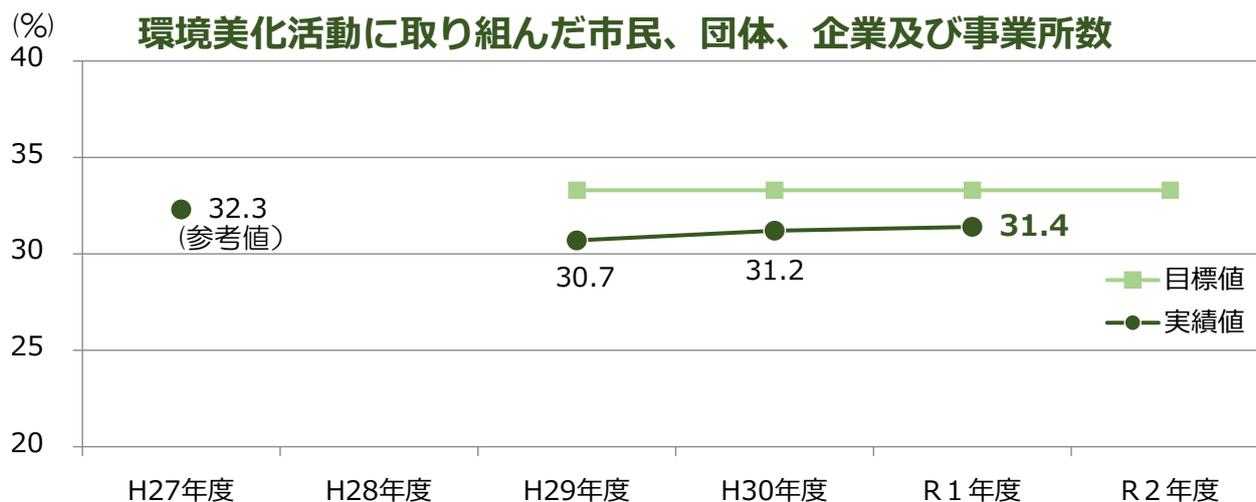
市民一人あたりが1日に排出するごみの量 (家庭系一般廃棄物)



令和元年度における市民一人あたりが1日に排出するごみの量は560gとなり、14g増加した平成30年度に続き11g増加する結果となりました。

稲葉クリーンセンターに搬入される燃やすごみの増加傾向は続いており、含まれている「紙類」と「プラスチック製容器包装」を資源として分別していただくよう、ごみ分別アプリや広報いいた、CATV等を活用した啓発を進める必要があります。

環境美化活動に取り組んだ市民、団体、企業及び事業所数



平成27年度中にごみゼロ運動や地域の環境美化活動に参加した市民や各地域団体の人数は32,854人で、人口の32.3%に達していました。この数値を基に、事業者や団体に属して環境美化活動に取り組む人の数（見込み）を加えた上で、人口の3割（3人に1人）が環境美化活動に取り組む地域を目指して平成29年度以降の目標値が設定されています。

令和元年度は31.4%となり、前年度に比べ割合はやや向上していますが、目標値には達していません。

基本的方向 4-1 リデュース（発生抑制）、リユース（再利用）の推進



1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 市民の生活様式の中で、環境への配慮の視点が注目されるようになり、消費段階またはごみ処理の段階で、できる範囲で環境にやさしい取組が行われるようになっています。
- 使い捨て製品や過剰包装は、ごみの排出量を増やす原因であることを認識する市民が増え、ごみの発生量の抑制について考える社会に変化しています。
- まだ使えるものは長く使用しようとするが見直されています。



2 取組目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
●リデュース（発生抑制）及びリユース（再利用）の啓発を行う	◎
●マイバック持参運動の実施によるレジ袋の発生を抑制する	○
●家庭における食品ロスの削減に関する啓発を行う	○
●生ごみ処理機を活用した家庭生ごみの堆肥化や減量化を促進する	○

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の取組状況

- 新たな情報ツールとして、スマートフォンを用いた「ごみ分別アプリ」の試験運用を開始しました。次年度当初から周知を拡大し、広くご利用いただきます。
- 前年度末に制作し全戸配布を行った「ごみ出しガイドブック」が好評で、市民課窓口、各自治振興センターにおいて当初在庫していた予備分が払底し、年度中計 2,000 部の増刷を行って対応しました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 市民一人ひとりの分別への取組を高めていただくため、啓発を更に強化する必要があります。
- ごみ分別アプリの運用を開始し、幅広いライフスタイルに対応した3R啓発を進めます。また、広報いだに特集記事を組み、同内容の映像コンテンツを制作してCATVで放送、さらにDVD化し、それぞれの地区でご活用いただくよう準備を進めます。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.154 3R推進事業

ミニ特集 自然環境保全ポスター

この事業は、自然環境の保全、ごみの散乱防止等、広く環境に関する啓発活動のひとつとして、市内小学校4年生を対象にポスターの募集を行い、子ども達の意識高揚、作品を地域等の施設に掲示して、広く市民への意識啓発を行う取組です。令和元年度の応募作品は485点におよび、審査の結果、市長賞1点・教育委員会賞1点・優秀賞3点・入選10点・佳作22点の計37点の入賞作品が決まりました。（左：市長賞 右：教育委員会賞）



基本的方向 4-2 リサイクル（再生利用）の推進



1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 市民の生活様式の中で、環境への配慮の視点が注目されるようになり、消費段階またはごみ処理の段階で、できる範囲で環境にやさしい取組みが行われるようになっています。
- 廃棄物の発生が少ない製品やリサイクル(再生利用)可能な製品など、環境への負荷の少ない製品を選択する機会が増え、リサイクル(再生利用)を意識した上で、ごみが処理される社会が形成されています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
●不要となったプラスチック製容器包装、ガラスびんやペットボトル、金属や紙などの資源を収集し、再生利用を行う	○
●3 R の推進や廃棄物の減量に関する啓発を行う	○

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の取組状況

- 最終処分場の延命と環境負荷の低減に大きく寄与することから、稲葉クリーンセンターから発生する焼却灰のリサイクル処理を令和元年 12 月から開始しました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 稲葉クリーンセンターに搬入される燃やすごみの増加傾向は続いています。含まれている「紙類」と「プラスチック製容器包装」を資源として分別していただくよう、市民の皆さんの取り組みを進めていただく必要があります。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.154 3 R 推進事業

基本的方向 4-3 ごみの適正処理の推進



1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 適正なごみの分別と排出が浸透するなか、発生したごみが環境に配慮しながら適正に処理されています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
● 3 R の推進及び廃棄物の減量化、適正な排出のための啓発活動を実施する	○
● 着実なごみの収集運搬を実施する	○
● ごみ処理費用負担制度を適切に運用する	○

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度を取組状況

- ごみ集積所、リサイクルステーションを設置し、廃棄物、資源物の効率的な回収を行っています。
- ごみの収集運搬は全て事業者委託していますが、連絡は密に行い、課題に対し迅速な対応ができる体制としています。
- 稲葉クリーンセンター、最終処分場、それぞれの施設とも情報を共有し、適正処理に努めています。
- 事業者向けの廃棄物処理に関するリーフレットを作成し、稲葉クリーンセンターを通じて事業者へ配布しました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- これまで埋立ごみとして処理されてきた家庭から出される「蛍光管」について、リサイクルする取組をできるだけ早く始める必要があります。蛍光管販売店を回収窓口とした、蛍光管の新たな回収ルートを構築する必要があり、蛍光管販売店を窓口として市民から蛍光管を回収し、中間処理施設に運んだ後、再資源化施設まで届ける蛍光管リサイクルの流れを構築します。（令和 2 年 7 月より開始しています）

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.139 環境衛生事業
- No.156 ごみ適正処理事業

補足説明 稲葉クリーンセンター

飯田市内の家庭から排出された燃やすごみ（家庭系一般廃棄物）や、事業者の皆さんが事業活動に伴って排出した燃やすごみ（事業系一般廃棄物）の焼却処理は、桐林クリーンセンターの使用期間満了に伴い『稲葉クリーンセンター』に移行され、平成 29 年 9 月 1 日より稼働を開始しました。

稲葉クリーンセンターは、南信州広域連合で運営している一般廃棄物の焼却施設です。飯田・下伊那地域（根羽村を除く）の一般廃棄物であれば、店舗・企業・個人を問わず、燃やすごみを直接持ち込むことができます。



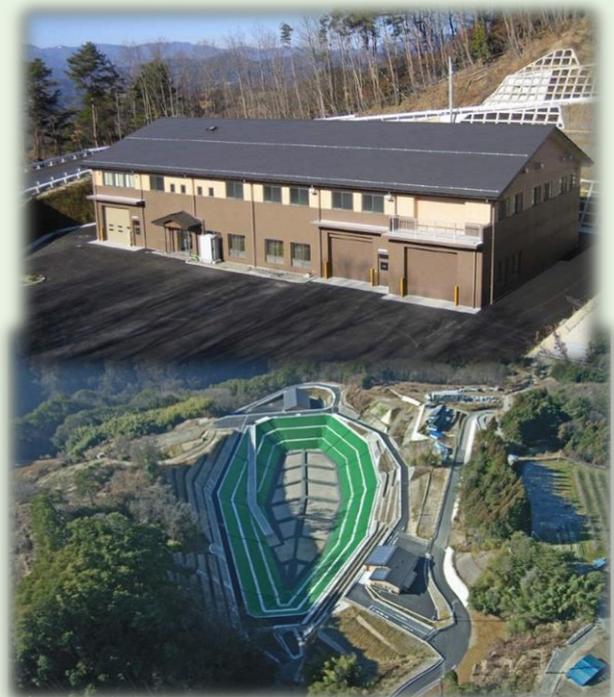
補足説明 飯田市最終処分場（グリーンバレー千代）

平成 21 年 4 月 1 日から供用を開始している飯田市最終処分場（グリーンバレー千代）では、廃棄物の中でリサイクルできないものを、廃棄物処理法にのっとり埋立処分する施設で、イタチガ沢処分場（龍江）から移転されました。

施設の概要は以下のとおりです。

- ・敷地面積 51,256 m²
- ・埋立面積 13,800 m²
- ・埋立容量 101,000 m³
- ・浸出水処理能力 60 m³/日
- ・浸出水調整槽容量 3,600 m³
- ・埋立期間 平成 21 年度～平成 35 年度（15 年間）
- ・埋立構造 準好気性埋立
- ・埋立方式 セル&サンドイッチ方式
- ・埋立対象物 溶融飛灰固化物、不燃性埋立ごみ、し尿等污泥焼却灰

令和元年度「飯田市最終処分場維持管理に関する情報の公表」により公表された残余容量は 86,497 m³です。



基本的方向 4-4 不法投棄の根絶と環境美化の推進



環境美化活動

1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- ポイ捨てや不法投棄をされない環境づくりを目指し、多くの市民などが積極的に環境美化活動に取り組んでいます。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
●不法投棄パトロール員や環境美化指導員による不法投棄パトロールを実施する	◎
●多様な主体による不法投棄防止のための取組を支援する	○
●ごみゼロ運動をはじめとする環境美化活動に取り組み、不法投棄されにくい環境をつくる	○

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の実施状況

- 環境美化指導員によるパトロールを毎日行いました。
- 各地区に不法投棄パトロール員を委嘱し、巡視いただきました。
- 各地区に環境美化推進補助金を交付しました。
- 市職員と環境美化指導員による夜間パトロールを毎月実施し、重点地域の巡視活動と抑止活動を行いました。
- 春のごみゼロ運動は5月26日を中心に、秋のごみゼロは11月10日を中心に地区ごと実施しました。のべ31,514人御参加いただきました。
- 1年間で不法投棄の行為者を17件特定しました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 不法投棄の近況として、一般市民のモラル欠如によるものは減少してきている印象があります。
- しかし一方で特定の個人が、反復して犯行を繰り返す事案が見受けられます。
- 反復して犯行を繰り返すことから、対象者を絞り込み、特定して指導を行う必要があります。
- 地区の不法投棄パトロール員とともに、引き続き市内で発生する事案を注視していきます。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.155 地域環境美化推進事業

補足説明 飯田市ポイ捨て等防止及び環境美化を推進する市民条例

この市民条例は、地区の環境衛生委員のみなさんを中心に多くの市民に検討や議論をいただきながら内容を定め、平成 26(2014)年 4 月に施行されました。内容は、ポイ捨てや飼育動物のふんの放置を禁止するとともに、住民や事業者、各種団体のみなさんにそれぞれの立場で環境美化に努めていただきながら、ポイ捨てや不法投棄がされにくい環境づくりを目指すものとなっています。

＜市民条例の主な内容＞

◆ポイ捨て等の禁止（第 7 条）

○市民等は、ポイ捨てをしてはいけません。

◆回収容器の設置及び管理（第 8 条）

○自動販売機設置者は、販売する飲食物の空き容器を回収するための回収容器を自動販売機の設置場所の付近に設置し、及び当該回収容器を適正に管理しなければなりません。（経過措置があります。）

◆喫煙場所の制限等（第 9 条）

○市民等は、公共の場所において喫煙する場合は、次のいずれかのことに努めなければいけません。

- ・ たばこの吸い殻入れが設置してある場所以外では喫煙しないこと。
- ・ たばこの吸い殻を収納する容器を自ら携帯し、及びこれを使用すること。

基本的方向 4-5 処理施設の適正管理と整備への協力



1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 受け入れたごみが環境に配慮する中で適正に処理されています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
●飯田市最終処分場を適正に管理し、継続的に運営する	○
●新たなごみ焼却処理施設（稲葉クリーンセンター）の整備と運営に対して協力する	○

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の実績

- 市民から排出される埋立ごみを適切に処分することができました。
- 稲葉クリーンセンターから排出される焼却灰について、12 月から 3 分の 2 をリサイクル処理に回すようになり、搬入量が大幅に減りました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 環境省の「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」に基づき、蛍光管の回収に向けた準備をしました。来年度から本格的に取り組めます。
- 焼却灰のリサイクル化を始めましたが、今後は焼却灰の減量に関する取り組みも必要となります。
- 焼却灰減量のためには燃やすごみそのものを減らすことが基本であり、どのようなものが減量できるか研究を進めていきます。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.157 最終処分場管理事業

令和元年度の主な取組特集

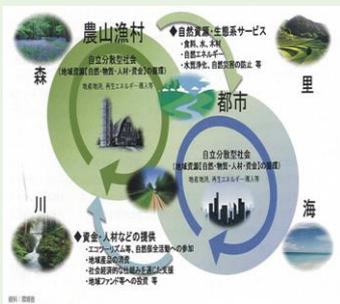
地域循環共生圏構築による持続可能な地域づくりに向けた包括連携協定



飯田市と中部電力株式会社は、令和2年2月14日付で「地域循環共生圏構築による持続可能な地域づくりに向けた包括連携協定」を締結しました。本協定は、環境モデル都市であり、脱炭素化で地域経済と地域社会の統合的な発展を目指す飯田市と「新しいコミュニティの形の提供」による様々な社会課題解決に取り組む中部電力株式会社が、それぞれの知見等を活かしながら、新たなまちづくりを追求することにより、持続可能な地方都市モデルの構築を目指していくものです。

両者は今後、飯田のまちの良さを活かしつつ、リニア時代を見据えた新しい時代に即した地域づくりに向けて取り組んで参ります。

補足説明 地域循環共生圏とSDGs



平成30年4月に閣議決定した第5次環境基本計画では、国連「持続可能な開発目標」(SDGs)や「パリ協定」といった世界を巻き込む国際的な潮流や複雑化する環境・経済・社会の課題を踏まえ、複数の課題の統合的な解決というSDGsの考え方も取入れた「地域循環共生圏」を提唱しました。「地域循環共生圏」とは、各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支えあうことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。



SDGs (持続可能な開発目標) は平成27年9月にニューヨーク国連本部で開催された国連サミットで採択された、17の目標169のターゲットから構成される世界共通の課題解決に対する目標です。環境省は「地域循環共生圏」への取組について、「農山漁村も都市も活かす、我が国の地域の活力を最大限に発揮する構想であり、その創造によりSDGsの実現につながるもの」としており、さらに「地域でのSDGsの実践(ローカルSDGs)を目指すもの」としています。「地域循環共生圏」は地域の取組が世界の課題解決に寄与する取組と言えます。

政策3 自然環境・生活環境・生物多様性の保全

政策3 自然環境・生活環境・生物多様性の保全

基本的方向5 緑と生物多様性の保全

- 身近な環境や里地里山の保全と整備
- 森林の整備による多面的な機能の向上とそれを支える体制づくり
- 森や里地里山の資源の利活用
- 人の営みと調和した環境・景観保全の推進（リニア時代を見据えて）
- ユネスコエコパーク等の自然環境の保全および自然と共生する地域活動の推進

基本的方向6 生活環境の向上

- 大気汚染被害の把握と改善
- 河川・地下水質の維持向上
- 騒音・振動被害の把握と改善
- 悪臭被害の把握と改善
- 有害物質(放射性物質等)による汚染の把握と改善
- 住宅や土地の管理不全による生活環境の悪化の防止

様々な生きものが互いに「つながり」あい、「バランス」をとりながら生きていることが「生物多様性」です。地球上には知られているだけで約175万種、未知のものを含めると500～1,000万種の生物が生息していると考えられています。まさに「種の多様性(=いろいろな生きものがいること)」です。

生物多様性の概念には、生きものたちが様々なつながりの中でバランスを取りながら、過去から未来に向けて絶滅と進化を繰り返している状態を含んでいます。人間も生きものをつながりの一員であり、生物多様性からの恵み(生態系サービス)を受けて生きているため、生物多様性は人間社会と密接に関係していると考えられています。

生物多様性を保全するためには、森林や里山が適切に管理され、人と自然の良好な関係が保たれること、持続可能な維持管理体制が確立していることが求められています。

また、市内における水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、悪臭、騒音、振動等の発生状況について監視を続け、事案が発生したときには速やかに対策を講ずることで、良好な生活環境を守るように取り組んでいく必要があります。

これらを推進するために「緑と生物多様性の保全」と「生活環境の向上」の2つの基本的方向を設け、取り組みを進めています。



出典：環境省 特別天然記念物に指定されている長野県の県鳥「雷鳥」

基本的方向5 緑と生物多様性の保全（具体的な取組）

5-1 身近な環境や里地里山の保全と整備

- 身近な里地里山の保全や整備の推進
- 河川や水辺等の美化や維持管理の推進
- 市民との協働による身近な環境整備
- 外来生物・外来種への対策と生物多様性の保全
- 市民・企業・NPO等によるアダプトプログラムの普及

5-2 森林の整備による多面的な機能の向上とそれを支える体制づくり

- 多面的な機能を向上するための森林整備の促進
- 治山や保安林指定による森林の保全
- 他地域や県との連携による森林整備
- 森林施業および管理のためのインフラ整備とその保全

5-3 森や里地里山の資源の利活用

- 搬出間伐による間伐材の供給とその体制の構築
- 飯田市産材を使った住宅の普及
- 市民が自然とふれあう機会や場の整備

5-4 人の営みと調和した環境・景観保全の推進(リニア時代を見据えて)

- 住民主体による地域景観計画、景観育成住民協定等の推進

5-5 ユネスコエコパーク等の自然環境の保全および自然と共生する地域活動の推進

- ユネスコエコパークをはじめとする自然豊かな現況を保ち、その魅力を発信
- 希少な野生動植物の保全と啓発

飯田市は、2,700mにもおよぶ大きな標高差、急峻な地形、持続的な利用を行ってきた里山、高山帯、亜高山帯、照葉樹林帯の存在など、多様な地形、植生帯、気候条件、利用形態により生み出された様々な環境を背景に生物が多様に存在することが特徴であり、照葉樹林帯から高山帯に及ぶ生物多様性が存在しています。

生物多様性の保全は、生態系の保全と持続可能な利活用の調和が重要であり、保護、保全だけでなく、自然と人間社会の共生に重点を置かなくてはなりません。そのために、南アルプスの核心地域や里地里山の保全、森林整備による多面的な機能保全、人々の営みと調和した景観形成など、多面的な政策に加えて、環境活動や教育を通じた環境保全意識の向上などの取り組みが必要です。

補足説明 飯田市の地勢

飯田市は、長野県の最南端、伊那谷の中央に位置し、西北部は木曾山脈により木曾郡に境し、東北部は上伊那郡飯島町および下伊那郡松川町ほか3町村に接し、南西部は、県内5ヶ村ほか静岡県2市に隣接しています。

地理的に飯田盆地と南部高原の一部に大別され、市の中央部を北から南へ天竜川が流れています。

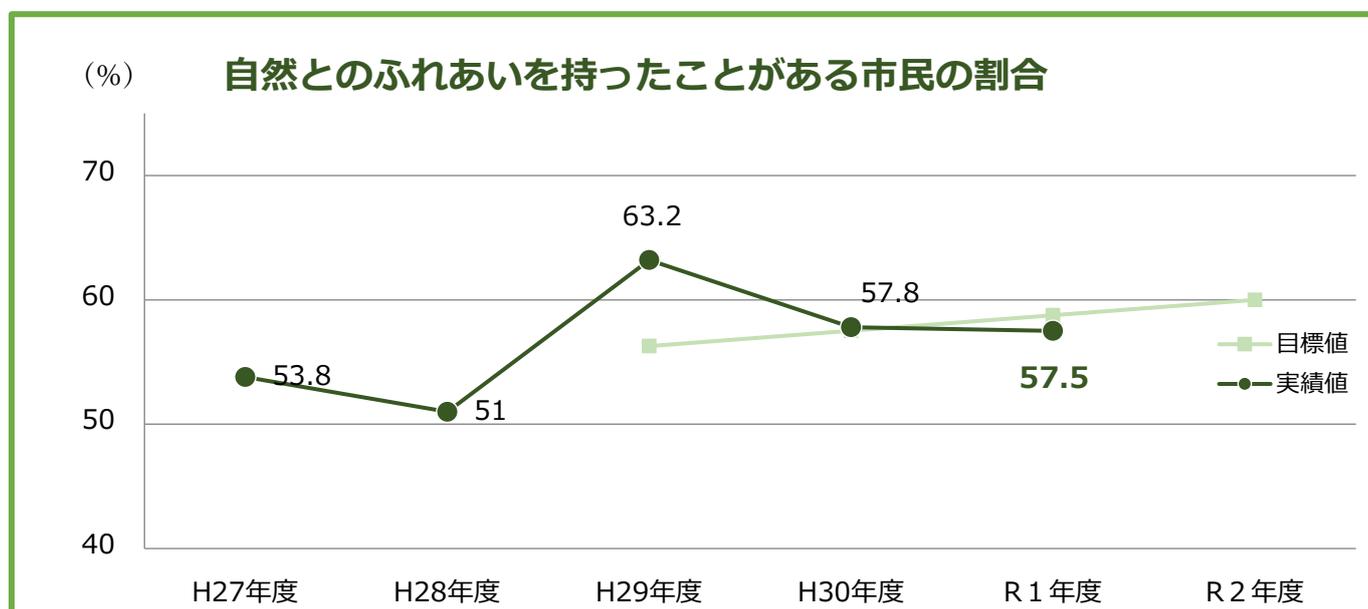
南アルプスと中央アルプスに挟まれた本市域中、天竜川最下流部（標高約300m）から南アルプスの聖岳（標高3,013m）まで、標高差2,700mを超える我が国最大級の谷地形の中に、何段にも形成された段丘や、日本で一番長い断層である中央構造線が刻んだ遠山谷などがあり、我が国でも有数の美しさに変化に富んだ地形をしています



基本的方向5 緑と生物多様性の保全（指標の達成状況）

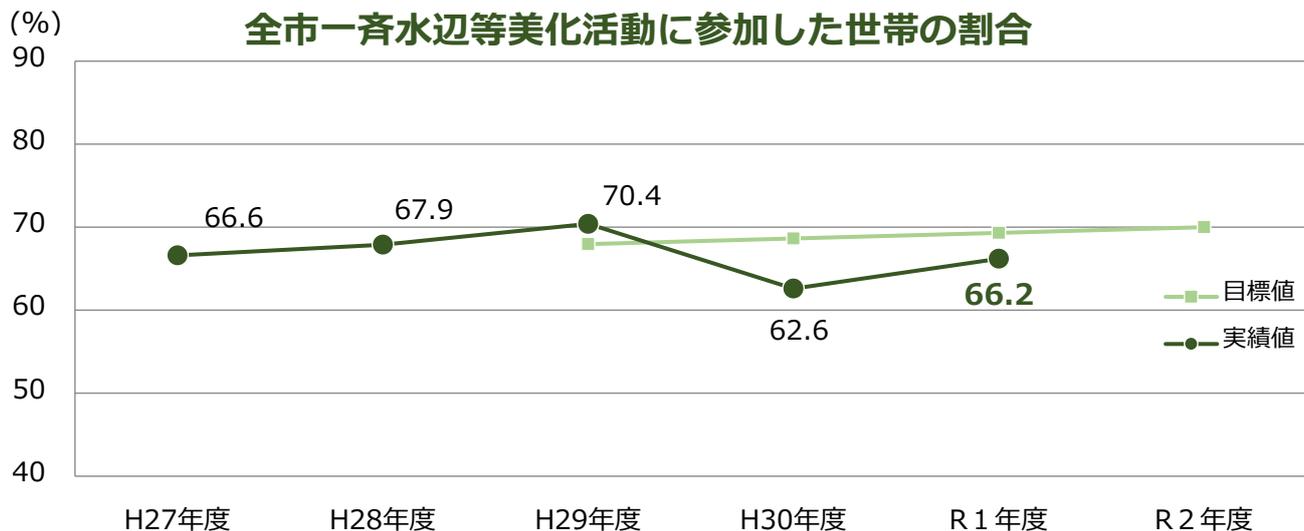
指標 番号	目的の達成度を表す指標	単位	令和2年度 目標値	令和元年度		達成 状況
				目標	実績	
10	自然とのふれあいを持ったことがある市民の割合	%	60.0	58.76	57.5	△
11	全市一斉水辺美化活動に参加した世帯の割合	%	70.0	69.32	66.2	△
12	森林面積（国有林を除く）	ha	40,392	40,392	40,392	○
13	森林で行う間伐面積のうち搬出間伐面積	ha	165.0	165	55.23	×
	森林で行う間伐面積のうち搬出間伐面積の割合	%	45.0	45	18.8	×
14	ユネスコエコパークエリア内のニホンジカの駆除頭数	頭	850	850	1011	◎

◎：目標以上の達成 ○：目標達成
△：目標未達成だが上昇傾向 ×：目標未達成で横ばいまたは下降傾向



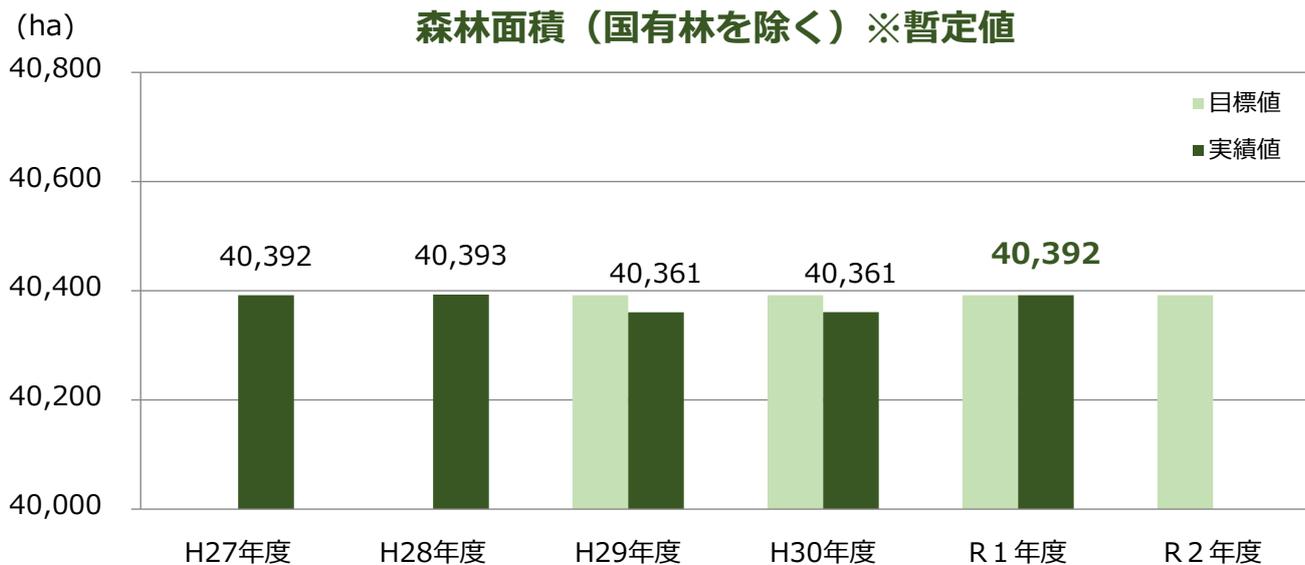
毎年行っている市民アンケートの中で、自然とのふれあい（キャンプ、ハイキング、ウォーキングなどの他、山菜採り、家庭菜園などの野外活動を含む）を行っているかの回答結果を示したものです。令和元年度の結果は、ほぼ横ばいの推移となっており、依然として50%後半の数値を保っています。

全市一斉水辺等美化活動に参加した世帯の割合



平成 30 年度に大きく減少してしまいましたが、令和元年度は微増ながら目標値に向けて増加傾向となりました。河川清掃の参加者の高齢化とそれに伴う事故が危惧されます。今後は、危険性の低い作業に注力するように依頼していきます。

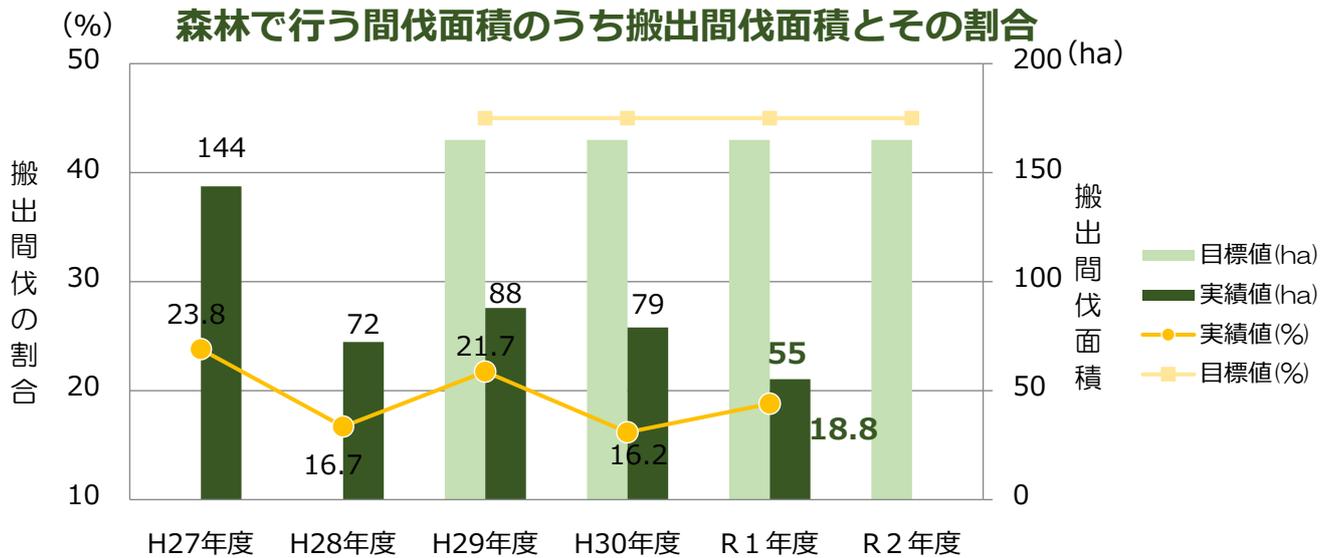
森林面積（国有林を除く）※暫定値



森林面積は、平成 27 年度から継続して非常に緩やかな微減傾向にあります。令和元年の森林面積については、基礎となるデータが 10 月以降に公表となるため暫定値となっています。

基本方針では、この面積を維持することを目標としていますが、市内の人工林は 8 齢級（40 年）以上経っている森林が 90% 以上であり、森林の高齢化が進んでいるため、早期の積極的な間伐等の森林施業が必要な状況にあります。

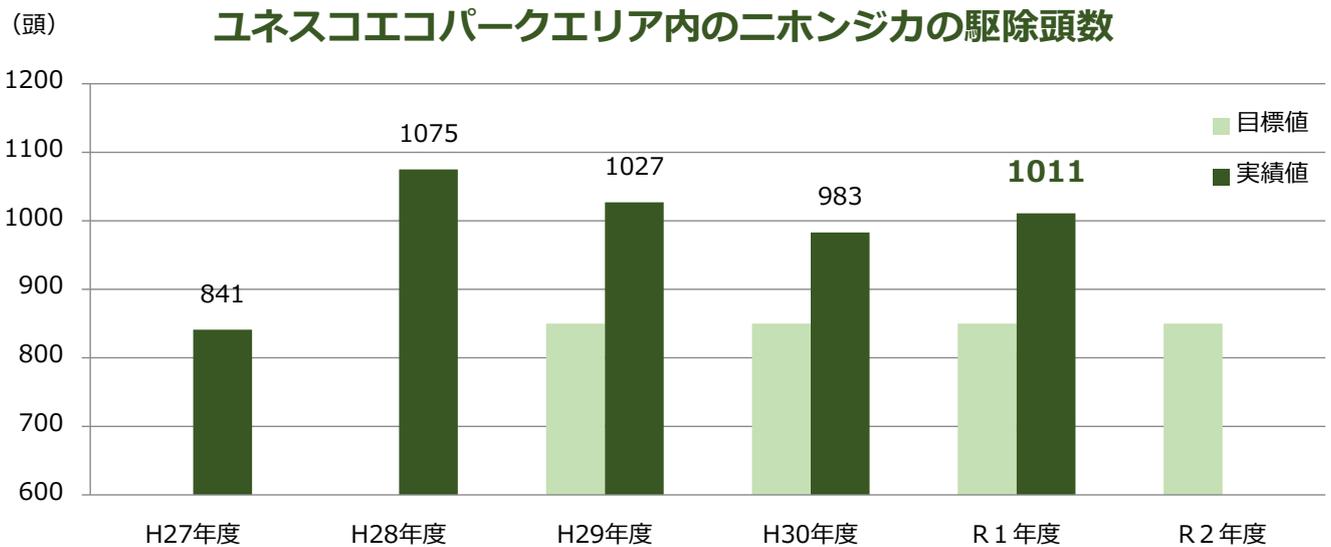
森林で行う間伐面積のうち搬出間伐面積とその割合



搬出間伐面積は、平成 28 年度以降、微増・微減を繰り返しており、依然として搬出間伐面積及び間伐面積に占める搬出間伐の割合ともに、目標値を大幅に下回っているのが現状です。

令和元年度は搬出間伐面積が、約 55ha と前年比で約 24ha 減少しました。課題として、搬出コストや林業労働者数の減少、財産区役員の担い手不足、森林所有者の意欲低下による山林放棄等があげられます。

ユネスコエコパークエリア内のニホンジカの駆除頭数



飯田市鳥獣被害対策実施隊による捕獲の推進を図っており、人数は確保出来ています。令和元年度の駆除頭数も 1,011 頭と目標値を大きく上回っています。しかしながら銃器での捕獲許可者の高齢化と減少が進んでいるため、飯田市連合猟友会や飯伊連合猟友会の若手会員により結成される南信州ハンターズの活動を支援するとともに、若年捕獲者の技術向上と新規狩猟許可者を確保する必要があります。

基本的方向 5-1 身近な環境や里地里山の保全と整備



下栗の里

1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 里山の価値が再認識され、適切な管理や利活用をする人が増え始めています。
- 身近な河川や公園、街路樹などが、地域住民の活動により良好に維持されています。
- 農林業従事者自身が、環境保全や生物多様性への貢献に気づき、農業、林業に従事することに自信を持っています。
- 多面的機能支払、中山間地域等直接支払などの事業を活用して、集落単位での適切な農地維持が行われ、地域の自然環境や良好な景観が維持されています。併せて、地域の話し合いにより、将来にわたり継続して活動するための体制づくりが行われています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
● 森林づくりにつながる市民活動を支援する	○
● 全市一斉水辺等美化活動において、多くの市民が参加しやすいよう工夫して実施する	○
● 河川環境美化活動を支援する	○
● アメリカシロヒトリ対策として、地域での共同防除を支援する	○
● 街路管理事業や都市公園維持管理事業、県が行う風越公園維持管理事業や公園愛護会への助成による公園や街路樹などの適切な管理を行う	○
● 農業を有する多面的機能の維持管理や、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を行う環境保全型農業を支援する	○

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の取組状況

- 松川入で植樹祭を開催し、森林に対する親しみや大切さを感じてもらえる機会を設けることができました。
- 天龍峡等の重点地域、公園等を中心とした保全すべき松林を対象に、伐採駆除(燻蒸)・地上薬剤散布・薬剤樹幹注入等を行い、松くい虫被害の防止を図りました。
- 南アルプスにおける貴重な高山植物等を保護するため、広域連携による食害状況調査及び植生復元活動に参加・実施をしました。
- 沿道の支障木や街路樹の管理、冬期の除融雪などを適期に行うことで、安全な交通の確保を図りました。
- 都市公園やその他の公園で樹木の整枝・剪定・病害虫駆除を実施しました。
- 遊具、トイレ等の公園施設の修繕・補修工事を 14 カ所実施し、利用者の安全と快適性を確保しました。
- 農地の維持・保全を目的として、地域単位で水路の泥上げや植栽等による農村環境の保全活動、水路・農道などの補修や更新を行う 12 活動組織に対して、多面的機能支払交付金を交付し活動を支援しました。
- 急傾斜地など農業生産の条件が不利な地域における農業生産活動を継続する 17 の集落協定に対し、中山間地域等直接支払交付金を交付し活動を支援しました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 森林体験や環境活動等に取り組んでいる企業・団体・NPO・市民など多様な主体と協働し、普及啓発活動や森林整備を進めていきます。
- 松くい虫による松枯れ被害は依然として沈静化せず、むしろ今まで被害の無かった標高の高い地域へ拡大しつつあります。全量駆除による被害対策は限界にきており、守るべき松林について重点化を図り、集中的に被害拡大防止対策を図る必要があります。
- 愛護会も高齢化や住民減少による労力低下という問題を抱えているため、落ち葉清掃機やブロアーの貸与を行います。
- 環境保全型農業直接支払制度は、生産団体等への広報活動を行っていきます。
- 多面的機能支払制度、中山間地域等直接支払制度は、引き続き制度の趣旨への理解を求めていくとともに、集落協定の事務負担を軽減するための方策を継続して研究していく必要があります。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.143 環境汚染対策事業
- No.167 日本型直接支払事業
- No.186 森林病害虫対策事業
- No.187 森林鳥獣被害対策事業
- No.232 社会基盤維持管理事業
- No.245 公園維持管理事業

基本的方向5-2 森林の整備による多面的な機能の向上とそれを支える体制づくり



森林整備

1 目指す将来像と現状（平成29年）から考えた4年後の目標

- 計画的に適正な管理がされている森林が増加しています。
- 森林経営計画の策定および小規模な森林所有者の集約化と森林所有者情報の整備が進んでいます。
- 水質保全を目的とした水道水源域森林の保安林指定が進み、水源が保全されています。



2 取組目標に対する進捗状況

4年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
● 森林経営計画の策定と集約化を支援する	○
● 森林所有者情報を整備する	○
● 施設の集約化と団地化を支援する	○
● 路網等基盤整備を推進する	○
● 森林作業路網開設や既存路網整備を支援する	○
● 高性能林業機械の導入を支援する	△
● 獣害防除、有害鳥獣被害対策を推進する	○
● 森林認証の活用を支援する	○
● 林地残材供給システム確立を支援し、木質バイオマスの利用を促進する	△
● 水道水源森林の保安林指定を推進する	△
● 林業施設者の担い手を確保する	○

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の取組状況

- 森林の持つ多面的機能（水源の涵養、土砂流出の防備、保健休養等の役割）を発揮させるため、森林整備を行った市内の民有林（国有林を除く森林）を対象に、補助金を交付しました。
- 新たに森林法で定められた林地台帳について、林地台帳システムの運用を開始しました。また統合型GISの森林所有者情報の更新をしました。
- 有害鳥獣捕獲活動の実施により、農林業者の生産意欲等の低下防止に貢献ができました。
- 人工林等におけるカモシカの食害被害の拡大を防止するため、県が定めた特定鳥獣保護管理計画(カモシカ)の捕獲計画に基づき個体数調整を実施しました。
- 林道（延長 162.2km）の維持補修工事、除草、除雪業務、保守点検など、林道機能の維持や通行の安全管理を行うことで、森林整備の推進や木材搬出経費の削減を図りました。
- 森林整備や保全管理上、必要不可欠な林道の開設、改良、舗装工事を行い、木材運搬の効率化や通行の安全確保を図りました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 林業労働者数の減少、財産区役員の担い手不足、森林所有者の意欲低下による山林放棄等が課題となっています。
- 森林に係る情報を一元化し、効率的な森林整備を行うため、林地台帳の森林情報の精査・更新をします。
- 飯田市連合猟友会や飯伊連合猟友会の若手会員により結成されている南信州ハンターズの活動を支援することで若年捕獲者の技術向上と新規狩猟許可者を確保する必要があります。
- 林道の維持補修工事、除草、除雪業務、保守点検など林道機能の維持や通行の安全管理を行います。
- 木材価格の低迷により、設備投資が低調となっています。木材の利用や森林に対する理解を進めるため、地域産材利用の拡大を図る必要があります。
- 搬出コストや安全確保の観点から、林地残材の活用が低調になっています。林道整備による安全確保を図りながら、林地残材の需要を創出するため地域産の木材利用や森林に対する理解を進める必要があります。
- 水道水源林の保安林指定を推進するため、小規模な森林所有者の集約化を図り、森林情報を的確に把握する必要があります。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.183 森づくり推進事業
- No.184 森林集約化事業
- No.185 森林環境教育事業
- No.186 森林病虫害対策事業
- No.187 森林鳥獣被害対策事業
- No.188 林道管理事業
- No.189 林道整備事業
- No.190 治山関連事業
- No.192 森づくり市民活動支援事業

基本的方向 5-3 森や里地里山の資源の利活用



遠山材を使用した住宅

1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 森林資源を利用する市民が増えています。
- 間伐材などを活用した木質バイオマス利用が活発になっています。
- 公共施設や小売店舗などを中心に地元産材が活用されることにより、市民の目に触れる事例が増え、まちの木質化が進んでいます。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
● 公共建造物の木造化、木質化を積極的に実施する	△
● まちの木質化を検討し実施する	△
● 飯田の木で家を建てるプロジェクト事業を推進する	◎
● 地域の気候風土に適応した住宅の仕様についての研究を支援する	○
● 市民参加の推進とボランティアの育成を行うとともに、森林情報の発信を行う	○
● 野底山森林公園の活用を支援する	◎
● 「いいだ森林学校」で専門知識や技術を持った担い手を育成する	◎

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の取組状況

- 森林関係者等の技術力向上や森林ボランティアの養成など、森林づくりを進める担い手を育成するため、いいだ森林学校を開講し各種講座を実施しました。
- 松川入りにおいて植樹祭を開催し、森林に対する親しみや大切さを感じてもらえる機会を設けることができました。
- 公園の利用者のさらなる拡大のために、観光分野と連携した体験プログラムの検討や公園をフィールドにしたイベントなどを行うことで、利用拡大を図りました。
- 市内の公共施設に、緑化木の配布を行い緑豊かな環境づくりを実施しました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 森林関係者等の技術力の向上や森林ボランティアの養成など、森林づくりを進める担い手を育成するため、いいだ森林学校を開講し各種講座を実施します。
- 地区や集落ごとの地域住民等が森林整備に参画できるよう、森林作業技術の研修を行い、林業技術の習得できる環境を整えます。
- 市民が自然と触れ合いながら体験し、自然の大切さや木材利用、森林保全等の重要性を学ぶことができる環境づくりを進めます。
- 公園、集会所等公共施設に緑の募金還元による緑化木を頒布し、地域住民の協力した活動によりヒートアイランド対策や景観形成を進めます。
- 建築に際し使用される材は、依然として外材や他地域材の利用が多いのが現状であり、いかに木材産業振興のため地元産材の利用を進めるかが課題です。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.149 もりのエネルギー利用推進事業
- No.183 森づくり推進事業
- No.185 森林環境教育事業
- No.186 森林病虫害対策事業
- No.187 森林鳥獣被害対策事業
- No.190 治山関連事業
- No.192 森づくり市民活動支援事業
- No.194 森林公園維持管理事業

ミニ特集 地元産材を使用した飯田市役所庁舎

飯田市役所では、庁舎に地元産材を積極的に使用しています。

1階のロビーでは、腰壁・カウンター・天井やベンチ・机などに地元産木材が使用されています。

議場においては、腰壁・縦格子・議員席用机などに地元産木材が使用されています。

地元産材を使用することは、地域内で経済を循環させることはもちろん、工事において木材などの原材料輸送にかかる環境への負荷を大幅に低減できます。

飯田市には「おひさま」「もり」「みず」といった自然資源が豊富であり、このような地域の利点を最大限に活用した庁舎となっています。もちろん屋根には太陽光パネルが設置され、街灯には太陽光に加え風力発電を利用しています。



基本的方向 5-4 人の営みと調和した環境・景観保全の推進 (リニア時代を見据えて)



名勝 天竜峡

1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 地域景観計画について検討が進められています。
- リニア駅およびその周辺における環境と景観育成の方向性が定まっています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
● 住民が主体となった地域景観計画を検討する	○
● 飯田市景観計画の全体計画を適宜、的確に見直す	○
● 飯田市景観計画の全体計画に即した地域景観計画を策定する	○
● 景観育成住民協定の締結、申し合わせなどを定めた景観育成推進地区の指定など、地域の主体的な景観育成の取組を支援する	○

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の取組状況

- 関係するまちづくり委員会と協力し、リニア開通などを見据え土地利用や景観に関する検討を行いました。また、これらの検討に基づき、土地利用基本方針（地域土地利用方針を含む。）の変更を進めました。
- 土地利用計画に係る例規の改正を行いました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 20 地区の基本構想・基本計画の策定や改定が進む中で、地域の土地利用計画や景観計画の検討・見直しが必要です。
- リニアや三遠南信自動車道の開通を見据え、関係機関や関係する地域との協議により状況を把握するとともに、変化等に対応するため連携して取り組みます。
- リニア時代を見据えた土地利用計画の推進に向けて、関係機関や地域との協議を進めます。
- 地域の皆さんとの検討を踏まえ、土地利用基本方針（地域土地利用方針）や景観計画（地域景観計画）の見直しを行うとともに、土地利用や景観のあり方のルールづくりのための取組を進めます。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.243 土地利用計画推進事業

補足説明 ユネスコエコパーク（生物圏保存地域）

ユネスコエコパークとは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的として、ユネスコが開始しました。ユネスコの自然科学セクターで実施されるユネスコ人間と生物圏（MAB：Man and the Biosphere）計画における一事業として実施されています。地域の豊かな生態系や生物多様性を保全し、自然に学ぶと共に、文化的に

も経済・社会的にも持続可能な発展を目指す取組です。ユネスコエコパークは国内で親しみをもってもらうためにつけられた通称で、海外では「BR：Biosphere Reserves（生物圏保存地域）」と呼ばれています。

ユネスコエコパークは役割の異なった3つの地域に構成されています。多くの動植物の生育が可能であり、法的にも厳しく保護され、長期的に保全されている地域である「核心地域」。核心地域の周囲又は隣接する地域で、核心地域のバッファーとしての機能を果たす「緩衝地域」。人々が居住しており、自然環境の保全と調和した持続可能な地域社会の発展のためのモデルとなる取組が行われている「移行地域」の3つです。

2014年6月11日、スウェーデンで開催された、第26回人間と生物圏（MAB）国際調整理事会において「南アルプス地域」がユネスコエコパークに登録されることが決定しました。今回の登録については、飯田市遠山郷で育まれた霜月祭りをはじめとする、南アルプス周辺地域の貴重な伝統文化や歴史などが評価されたものです。（出典：南アルプスユネスコパーク・飯田市 HP）



基本的方向 5-5 ユネスコエコパーク等の自然環境の保全 および自然と共生する地域活動の推進



1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 遠山郷では、保全活動の担い手が育成され、希少動植物の生息地を保全する動きが高まっています。
- 関係者の協働により、市内の希少動植物の保全が進んでいます。
- 自然環境の保全に関する市民の理解が深まっています。
- 20 地区それぞれがその地域の特徴にあった自然保護活動を通じて、自然との共生が進んでいます。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
● 南アルプスユネスコエコパークの魅力伝えるために、飯田市公式ウェブサイトなどによる情報発信、小中学校での環境学習、遠山郷の関係団体との協働による魅力発信事業等を推進する	○
● 「自然環境保全地区」「ふるさといきものの里」における開発行為に対して、引き続き自然環境に配慮する指導を行う	◎
● 地域住民が希少動植物の生息生育環境の必要性を理解するように、情報提供と意識啓発を行う	○
● 長野県版レッドリストで絶滅危惧種に指定されている動植物や、飯田市の天然記念物に指定されているギフチョウなどの保全に取り組む団体などを支援する。	○
● 希少動植物の食害対策として、ニホンジカの駆除を推進する	○

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の実施状況

- 南アルプス自然環境保全活用連携協議会(3 県 10 市町村)による南アルプスユネスコエコパーク活動に取り組みました。
- ジオガイド養成講座の実施など南アルプス（中央構造線エリア）ジオパーク（同協議会（長野県 4 市町村））活動に取り組みました。
- ユネスコエコパーク登録 5 周年、日本ジオパーク登録 10 周年を向かえ、記念となる事業を実施しました。
- 企画課とともにエコパーク、ジオパークを主題とした高校生・大学生対象のフィールドスタディに取り組みました。
- 庁内におけるエコパーク・ジオパークの事業の調整を行うため、担当者会議を開催しました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 南アルプスエコパーク・ジオパークについて、市民に浸透しているとはいいがたいため、周知を図り、現在加入している連携組織との活動に積極的に取り組み、交流人口の増加を図ります。
- 南アルプス自然環境保全活用連携協議会や南アルプスジオパーク協議会の活動を通じて関係市町村に情報発信を行います。
- 遠山地区民や南信州観光公社等と連携し、エコパーク・ジオパークを活用した実践を進めます。ジオガイドの実践の場を設けるように努めます。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.144 自然環境保全推進事業

三二特集 霜月祭

寒い！眠い！煙い！霜月祭はしばしば3むい祭と自嘲的に言われることがあります。しかし、これは冬（霜月）の夜に、湯を立てるといふ、霜月祭の特徴をよくあらわした言葉でもあります。

霜月祭は旧暦の11月（霜月）に行われる湯立神楽であり、昼間が最も短く生命力の弱まった冬至のころに、全国の神々を招きお湯でもてなし、太陽と生命の復活を祈る儀式と考えられています（千と千尋の神隠しのモチーフになったともいわれています）。現在は12月の前半に遠山谷の各集落の神社で大祭の日を違えて行われています。この飯田市が誇る伝統文化は「国指定重要無形民俗文化財」に指定されています。



基本的方向 6 生活環境の向上（具体的な取組）

6-1 大気汚染被害の把握と改善

- 市内の大気状況の観測 ●大気汚染被害の防止

6-2 河川・地下水質の維持向上

- 継続的な河川水質の保全と観測 ●継続的な地下水水質の保全と観測 ●下水道・合併浄化槽の普及、維持管理
- 水質汚濁・汚染被害の防止

6-3 騒音・振動被害の把握と改善

- 市内の騒音発生状況の観測 ●騒音振動被害の防止

6-4 悪臭被害の把握と改善

- 市内の悪臭発生状況の観測 ●悪臭被害の防止

6-5 有害物質(放射性物質等)による汚染の把握と改善

- 有害物質の状況把握や大気中の放射線量の監視 ●実施した調査や各種情報の公開

6-6 住宅や土地の管理不全による生活環境の悪化の防止

- 空き家等の適正な管理と活用の促進 ●生活環境に関するモラル向上等の啓発

市内の水質汚濁、大気汚染、土壌汚染、悪臭、騒音、振動等は、公害防止を目的とした法整備や、環境保全の取組みが進んだことから、現在ではほぼ解決しています。しかし、これらは発生すると重大な健康被害へとつながるため、引き続き監視を続けるとともに、事案が発生したときには、速やかに対策を講ずることが必要です。

また、生活環境の良好な維持のためには、市民一人ひとりの環境に対するモラルや近隣への配慮といった基本的マナーの向上が求められています。

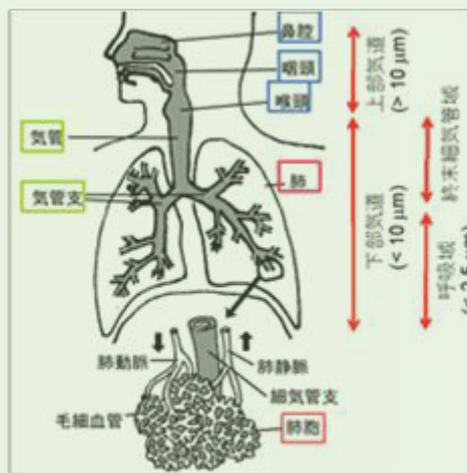
今後も広報や指導を通じて、良好な生活環境を守る取組を進めていく必要があります。

補足説明 PM2.5

PM2.5 は、大気中に浮遊している直径 2.5 μm （マイクロメートル）以下の粒子を指します。発生源として、土壌や火山などの自然由来から発生する場合や、工場のばい煙や粉じん、自動車の排気ガスなどの人為起源の場合がありますが、人為起源の PM2.5 は硝酸塩や硫酸塩など、人体に悪影響を及ぼす様々な成分を含んでおり、中にはがんの原因になる物質も含まれます。

PM2.5 は非常に小さいので、空気と共に肺の奥まで入り込み、気道や肺に炎症を起こして、喘息や気管支炎、慢性閉塞性肺疾患などを発症・悪化させたり、呼吸器感染を起こしたりする要因となります。

注意情報が出た場合の対応としては、①不要不急の外出を避ける、②屋外での激しい運動を控える、③外出時にはマスクを着用する、④換気や窓の開閉を必要最小限にする、などが推奨されています。



人の呼吸器と粒子の沈着領域（概念図）
（出典：国立環境研究所）

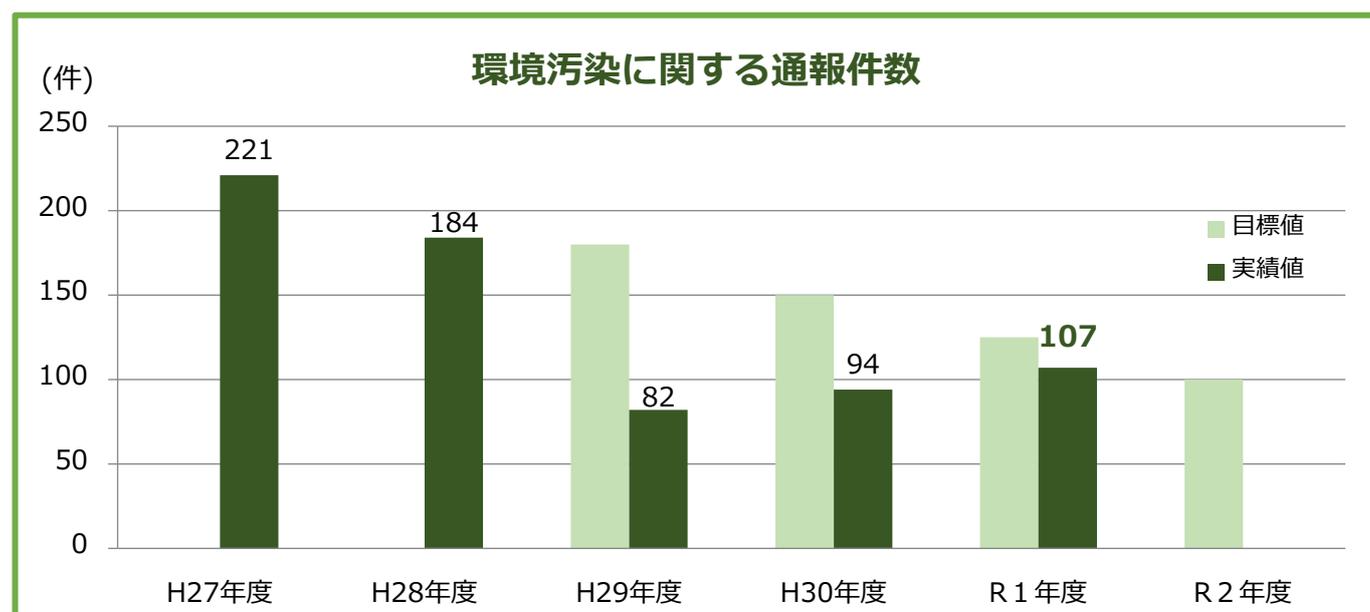
基本的方向 6 生活環境の向上（指標の達成状況）

指標番号	目的の達成度を表す指標	単位	令和2年度 目標値	令和元年度		達成 状況
				目標	実績	
15	環境汚染に関する通報件数	件	100	125	107	◎
16	微粒子状物質（PM2.5）の現状と動向（1日平均値）	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	28.3	35	20.3	◎
	微粒子状物質（PM2.5）の現状と動向（1年平均値）	($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	8.1	15	5.8	◎
17	松川中流域および野底川の水質階級（水質階級 I の生物指標の割合）	階級 レベル	I	I	I	◎
18	河川の BOD の環境基準値達成率	%	100	100	100	◎
19	騒音の環境基準達成率	%	70.0	68.68	80	◎
20	悪臭の防止目標の基準値達成率	%	100	100	100	◎
21	有害物質の現状と動向（重大な影響の有無）	-	無	無	無	◎

◎：目標以上の達成

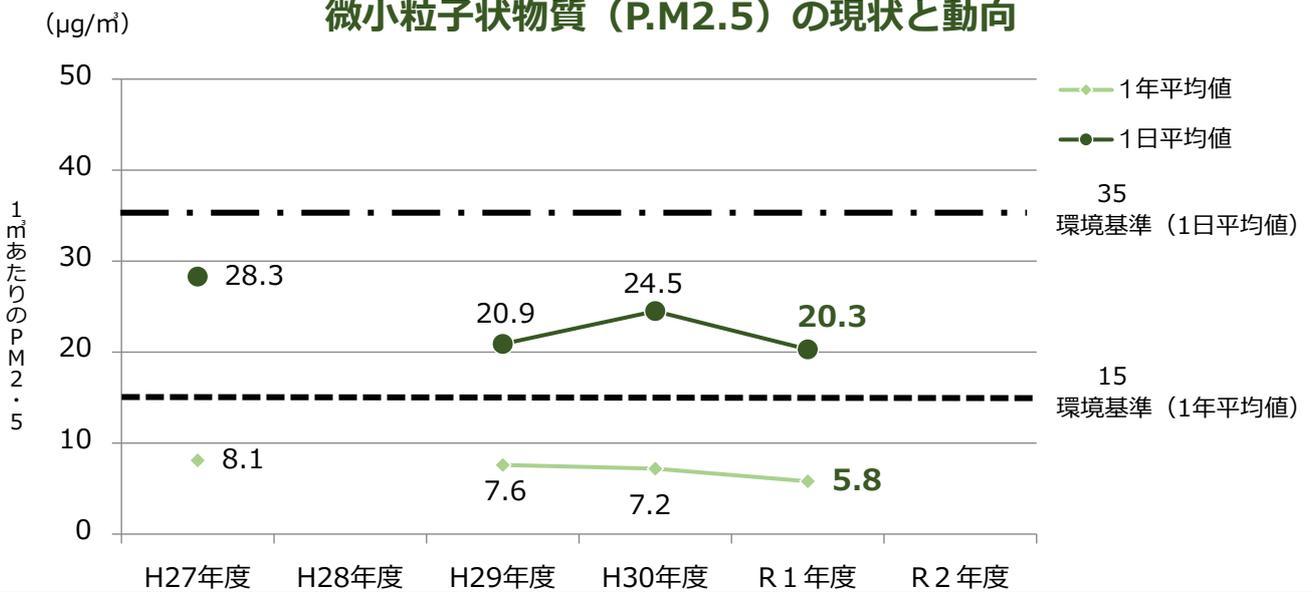
○：目標達成

△：目標未達成だが上昇傾向 ×：目標未達成で横ばいまたは下降傾向



環境感染に関する通報件数は、前年比で微増するも依然として目標値に対して低い数値を保っています。公害問題は減少傾向にあります。平成30年度に発生した市内製造業の有害物質地下漏洩など、影響の大きい事故に迅速に対応できる体制づくりが必要です。

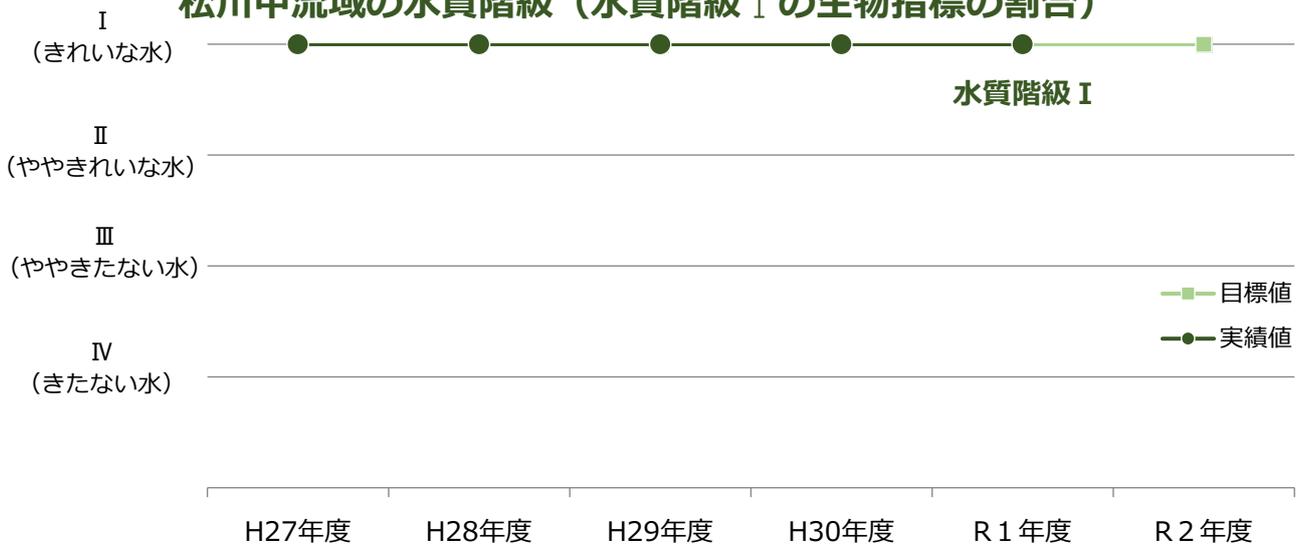
微小粒子状物質 (P.M2.5) の現状と動向



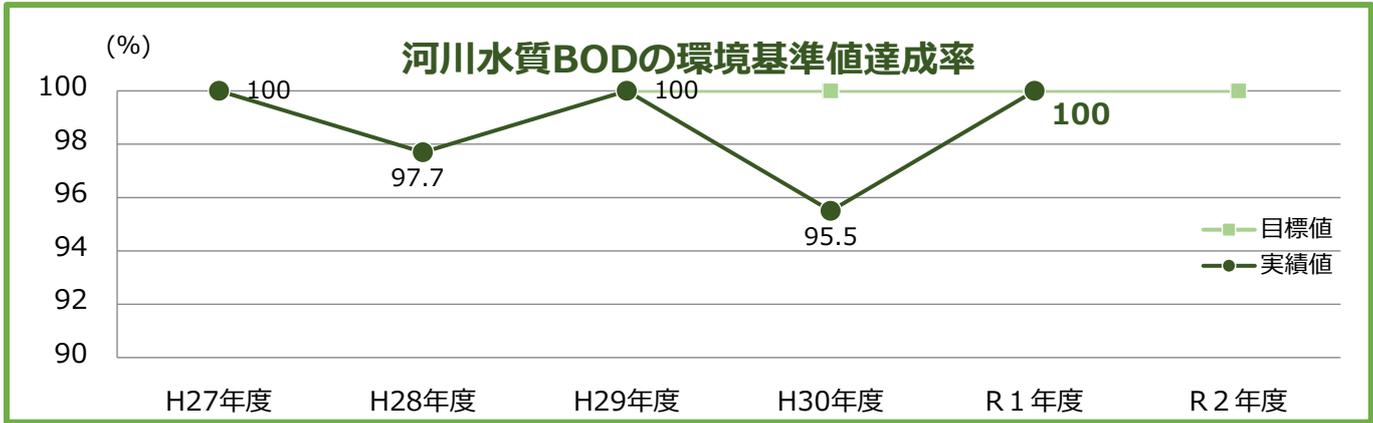
飯田市における大気環境中のPM2.5の濃度を把握するため、長野県が飯田ICに設置している自動測定機の測定結果が環境基準値内かを指標としています。

令和元年度も1日平均値、1年平均値ともに環境基準値を下回り、大気の状態は良好であるといえます。

松川中流域の水質階級 (水質階級 I の生物指標の割合)

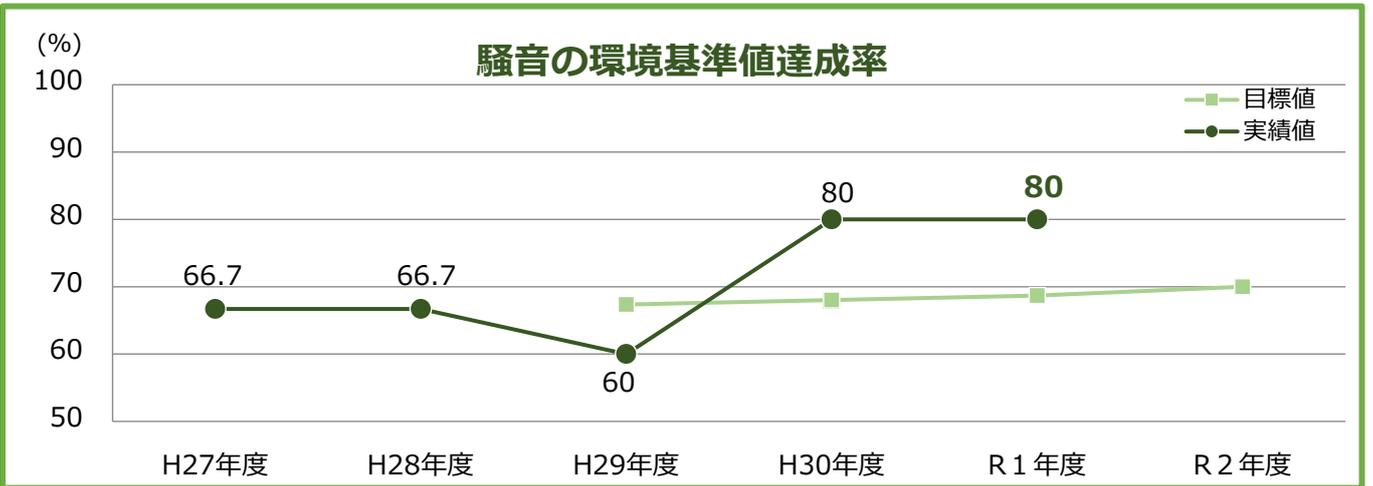


河川の水質調査に加えて、重要な水源である河川において水生生物観察会を開催し、水生生物の生息状況から水質階級を調査しています。令和元年度の松川中流域の調査では最高階級である「I きれいな水」という結果であり、今後もこれを維持していくことが目標となります。



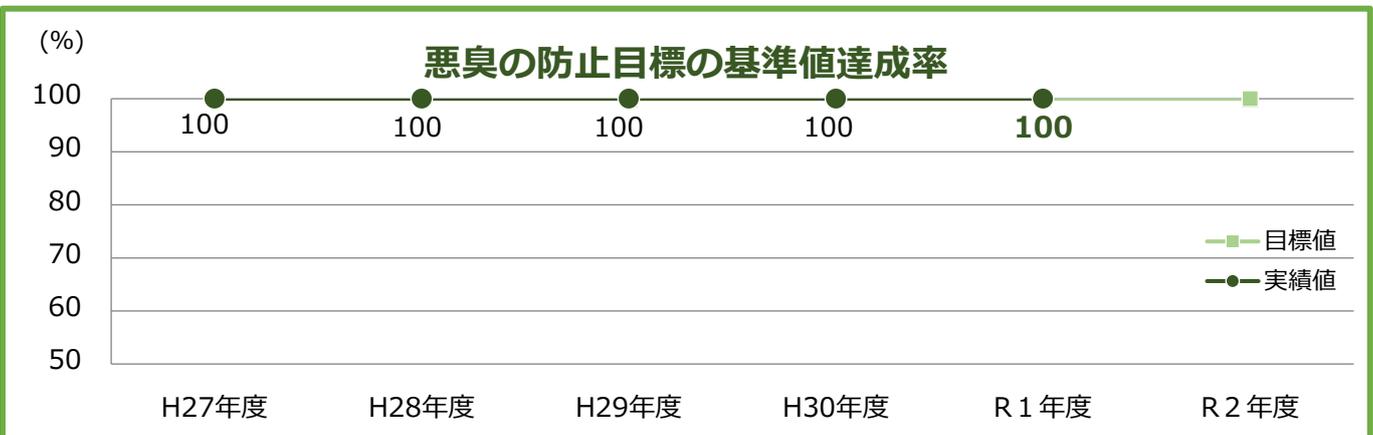
河川水質については、有機汚濁の代表的な水質指標である BOD（生物化学的酸素要求量）を用いて測定しています。BOD とは、有機汚濁の代表的な水質指標であり、酸化分解のために微生物が必要とする酸素の量で、水中の有機物などの量を表したもので、値が大きいほど水質が悪いと判断ができます。河川の水質は長期的な観点で捉えることが重要であることから、河川の BOD の環境基準値達成率 100%を維持することを目標としています。

令和元年度は、前年 95.5%から 100%に持ち直しました。今後はリニア工事による環境影響調査のために、工事が本格化する前に河川・地下水などの現状調査を行っておく必要があります。



道路事情の変化に伴う交通量の変動や住宅建設などから測定地点を随時変更して測定しています。平成 27 年度の騒音の環境基準値達成率が 66.7%であることから、向上を目指して 70%達成を目標値としています。

令和元年度は目標値を上回った昨年の実績値の横ばいに推移しました。今後はリニア工事の本格化に伴い、騒音の影響調査を進めていく必要があります。



平成 27 年度における悪臭の防止目標の基準値達成率が 100%であることから、測定地点において「常に基準値を達成している」状態を維持することを目標としています。

令和元年度も 100%を維持しており、飯田市内の悪臭の派生はなく、生活環境が良好に保たれています。

基本的方向 6-1 大気汚染被害の把握と改善

1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 大気環境は良好であり、市民の生活環境が保たれています。
- リニア中央新幹線工事などに関して、大気環境測定が行われ、その結果は良好であり、市民の生活環境が保たれています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
●現在実施されている大気環境測定を継続するとともに、リニア中央新幹線工事などに関する大気環境測定を行い、その結果を飯田市公式ウェブサイトや広報いいたなどを通じて市民に周知する	○
●異常な発煙や悪臭などの通報があった時には、関係者と協力して速やかに対応する	◎
●測定の結果が環境基準を超過し、人体への影響が懸念される場合は、県などと協力し、市民へ速やかに情報を伝達するとともに対策を講じる	◎

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の実施状況

- 自動車騒音、悪臭、その他の測定により実態を確認しました。
- 環境汚染の発生に対し、長野県をはじめ関係機関と連携して速やかで適切な対応に努めました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 公害苦情に対する迅速な対応と、原因発生者への適切な指導により再発を防ぎます。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.143 環境汚染対策事業

基本的方向 6-2 河川・地下水の維持向上

1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 河川の水質測定が行われ、環境基準の範囲内で、きれいな水が保たれています。
- きれいな水の重要性を市民が認識し、主体的に河川美化活動を行っています。
- リニア中央新幹線工事に伴う水位変化等の影響を把握し、適切な対応がされています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
● 河川の水質測定を行い、測定結果を飯田市公式ウェブサイトや広報いいだなどを通じて市民へ周知する	◎
● 簡易浄化槽設置者に対して、適正な維持管理や下水道接続や合併浄化槽の設置の必要性や環境への影響について啓発を行う	◎
● 水生生物観察会などへの参加について広く市民に呼びかけ、きれいな水の重要性について啓発を行う。また、観察会の結果を飯田市公式ウェブサイトや広報いいだなどを通じて市民へ周知する	◎
● 市民から水質汚濁の通報が寄せられた場合は、現地調査を行い、原因の究明と対策を行うとともに原因者に対して適切な指導を行う	◎
● 測定結果が環境基準を超過した場合は、県などと協力し、原因の究明と対策を行うとともに、状況に応じて市民へ速やかな情報伝達および指示を行う	◎
● 自家用井戸水の水質検査を促し、地下水の安全確保に努める	◎
● リニア中央新幹線工事に伴い懸念される地下水の水位や水質の調査を行う	◎

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の実施状況

- 簡易浄化槽の適正な管理のために啓発や指導に取り組みました。
- 市内の主要な河川や地下水（井戸水）の水質検査を実施し汚染状況を確認しました。
- リニア中央新幹線工事に伴う地下水への影響を把握するため、関係地の地下水の水位等を調査しました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- リニア工事による環境影響調査のために、工事が本格化する前に河川・地下水などの現状調査を行っておくことが必要であるため、リニア工事影響区域での定点観測を業務委託によって確実にを行います。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.143 環境汚染対策事業

基本的方向 6-3 騒音・振動被害の把握と改善

1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 騒音測定が継続して行われており、環境基準の範囲内で生活環境が良好に保たれています。
- 交通量の増加はあるものの、道路騒音は限定的になっています。
- リニア中央新幹線工事における騒音や振動について、環境基準を超えない対策が施されています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
●市内において騒音測定を行い、測定結果を飯田市公式ウェブサイトや広報いいだを通じて市民へ周知する	◎
●自動車騒音の状況を監視するために騒音測定を行い、測定結果を飯田市公式ウェブサイトや広報いいだを通じて市民へ周知する	◎
●測定の結果が環境基準を超過した場合は、県などと協力し、原因の究明や状況に応じて市民へ速やかな情報伝達および指示を行う	◎
●市民から騒音や振動について通報が寄せられた場合は、現地調査を行い、適切な指導を行う	◎
●リニア中央新幹線工事に伴い発生する騒音や振動などを測定して、適切に対処する	◎

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の実施状況

- 自動車騒音、悪臭、その他の測定により実態を確認しました。
- 環境汚染の発生に対し、長野県をはじめ関係機関と連携して速やかで適切な対応に努めました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 公害苦情に対する迅速な対応と、原因発生者への適切な指導により再発を防ぎます。
- リニア工事本格化に伴い、水に加え、大気や騒音の影響調査を進めます。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.143 環境汚染対策事業

基本的方向 6-4 悪臭被害の把握と改善

1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 臭気測定が継続して行われ、必要な対策などにより環境基準の範囲内であり、生活環境が良好に保たれています。
- 事業所からの悪臭に関する通報が減少しています。
- 野外焼却や、牛舎豚舎などに起因する悪臭に関する通報が減少しています。
- 環境基準に当たらない悪臭に関する通報が減少しています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
● 臭気測定を行い、測定結果を飯田市公式ウェブサイトや広報いいたを通じて市民へ周知する	○
● 市民からの悪臭の通報について、現地調査を行い、適切な指導を行う	○
● 測定の結果が環境基準を超過した場合は、県などと協力し、原因の究明や状況に応じて市民へ速やかな情報伝達および指示を行う	○

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度 of 取組状況

- 自動車騒音、悪臭、その他の測定により実態を確認しました。
- 環境汚染の発生に対し、長野県をはじめ関係機関と連携して速やかで適切な対応に努めました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 公害苦情に対する迅速な対応と、原因発生者への適切な指導により再発を防ぎます。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.143 環境汚染対策事業

基本的方向 6-5 有害物質（放射性物質等）による汚染の把握と改善

1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 有害物質（放射性物質など）や電磁波に起因する被害がない安心安全な生活環境が保たれています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
●空間放射線量の測定を行い、測定結果を飯田市公式ウェブサイトや広報いいだを通じて市民へ周知する ※H30 年度の数値より、長野県が飯田合同庁舎で実施する測定値を採用しています。	◎
●簡易放射線測定機を、希望団体へ貸し出して市民が主体的に測定することにより、不安感の解消に努める	◎
●有害物質（放射性物質など）の測定を行い、その結果が環境基準を超過し、人体への影響が懸念される場合は、県などと協力し、市民へ速やかな情報伝達および指示を行うとともに対策を講じる	◎

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の取組状況

- 自動車騒音、悪臭、その他の測定により実態を確認しました。
- 環境汚染の発生に対し、長野県をはじめ関係機関と連携して速やかで適切な対応に努めました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 公害苦情に対する迅速な対応と原因発生者への適切な指導により再発を防ぎます。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.143 環境汚染対策事業

基本的方向 6-6 住宅や土地の管理不全による生活環境の悪化防止

1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 管理されていない空き家や土地を市が把握できるようになっています。
- 野良猫による被害が減少しています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
● 市民やまちづくり委員会、事業者などと協力して、空き家問題の解決を探り、対策を検討する	○
● 市、まちづくり委員会、事業者などが連携した空き家情報バンクの運営により空き家の有効活用を図る	○
● 野良猫への対応について啓発を行う	○

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の実績

- 空き家情報バンク制度や当該制度に係る補助制度により、空き家の活用と流通の促進を図りました。
- まちづくり委員会に空き家のニーズ等の情報を提供し、移住定住に向けた取組を進めました。
- 空き家の予防及び空き家の適正管理について広報を行いました。
- 空き家等審議会を開催し、空き家等対策計画の実施を進めました。
- 管理不全の空き家等の状況を確認し、所有者への助言・指導により、特定空き家 4 戸の解体ほか、適正管理等の対応を促進しました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 空き家は増加傾向にあり、課題のある空き家も増えて対応に苦慮する状況となっています。
- 空き家バンクに多くの利用登録がありましたが、物件数が少なく希望に応えられない状況です。
- 地域で移住定住のために活用できる空き家の掘り起こしが始まりましたが、成果につながるのはこれからの状況です。
- 移住定住に向けた空き家の活用に取り組む地域の活動を支援し、効果的な空き家の活用を促進します。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.13 総合的な空き家対策事業
- No.139 環境衛生事業
- No.143 環境汚染対策事業

補足説明 飯田市空き家バンク

飯田市では、飯田空家情報バンク制度を設け、市内の空家の有効活用を進めます。飯田市公式ウェブサイトにて空家情報を掲載することで、所有している空家を売りたい、貸したい方と空家を買いたい、借りたい方を結びます。空家を利用するために必要な改修費用の補助や、子育て世帯には引っ越し費用の補助があります。詳しい内容は飯田市公式ウェブサイトをご確認ください。

物件をさがす

- 中心市街地及びその周辺地域
- 郊外住宅地及びその周辺地域
- 中山間地及びその周辺地域
- 企業団立住宅
- 賃貸用物件
- 売却用物件

周辺地域でさがす

- 小学校まで20分以内
- 中学校まで20分以内
- 商業圏まで20分以内
- 高層ビルが密集するエリア

価格でさがす(売買)

- 500万円未満
- 500万円～1,000万円未満
- 1,000万円～2,000万円未満
- 2,000万円～3,000万円未満
- 3,000万円～4,000万円未満
- 4,000万円以上

価格でさがす(賃貸)

- 3万円未満
- 3万円～5万円未満
- 5万円～7万円未満
- 7万円以上

空き家バンクについて

- 空き家バンクの制度
- 申込要領書ダウンロード
- 補助金制度について
- 各団体の空き家情報ページ
- よくある質問
- お問い合わせはこちら

飯田市空家バンク委員会

- 飯田市空家バンク委員会公式

お問い合わせ先

飯田市公式ウェブサイト

空家バンク.com

空き家バンクのご案内

[詳細ページを表示する](#) 掲載日: 201

飯田市空き家バンクとは

飯田市ウェブサイトにて空家情報を掲載することで、所有している空家を売りたい、貸したい方と、空家を買いたい、借りたい方を結びます。

エリアで探す

<飯田市位置図>

<飯田市地区別地図>

民間業者様の不動産情報です

飯田、下伊那の民間の物件情報はこちらからご覧いただけます。
[「空家バンク.com」\(外リンク\)](#)
 ※お問い合わせは各業者様までお願いします。
 新着更新情報

環境学習の推進および環境人材の育成と活躍の場の創出

基本的方向7 環境学習の推進および環境人材の育成と活躍の場の創出

環境学習の推進および環境人材の育成と活躍の場の創出

基本的方向7

環境学習の推進および 環境人材の育成と活躍の場の創出

子どもの環境学習を進める仕組みづくり

生涯学習としての環境学習を進める仕組みづくり

環境人材の育成と活躍できる環境づくり

環境学習が行われる機会は大きく分けて2つあります。ひとつは学校であり、総合的な学習の時間で地域教材を活用した環境学習が行われていますし、理科や社会科といった教科の中でも多くの学年で環境に関する学習が行われています。

もうひとつは、公民館活動を中心とした生涯学習です。公民館は飯田市の生涯学習において重要な役割を担っていますが、その講座支援事業のひとつに環境学習があります。しかし、近年の開催状況を見る限りでは、他の分野と比較して活発とは言い難い状況です。

今後は、環境分野に携わる行政、関係団体、市民が協働し、環境教育の担い手のリストや具体的なプログラム等を整理し、学校や公民館が企画、運営しやすいように提示していくことで、環境学習への幅広い世代の市民参加を促していくことが重要です。



7-1 子どもの環境学習を進める仕組みづくり

- 環境チェッカーの活動や自然観察学習会を通じた環境学習の推進
- 森林や山での野外体験を通じた環境学習の推進
- 環境学習や体験活動の場の維持管理
- 小中学生への環境教育の実施

7-2 生涯学習としての環境学習を進める仕組みづくり

- 域産域消の「食」の啓発・推進（フードマイレージ）
- 河川にまつわる自然・環境・歴史などの生涯学習の推進
- 身近な場所（公民館）で行われる環境学習や調査
- 美術博物館における伊那谷の自然や環境への学び
- 「りんご並木のエコハウス」等を活用した環境講座

7-3 環境人材の育成と活躍できる環境づくり

- 環境保全型農家の育成
- 環境アドバイザーや環境チェッカーの活動支援
- 伊那谷の自然と文化の調査とデータ整備・公開
- 3Rの推進、ごみの適正処理のための学習会への講師派遣
- 気候変動に関する環境学習の推進

基本的方向 7-1 子どもの環境学習を進める仕組みづくり



小学校での環境学習

1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 環境人材バンクや学習の場に関する情報網の整備がされており、年代に応じた分かりやすいプログラムが提供できています。
- 幼稚園、保育園、小中学校での環境学習に、行政や関係機関から取り組みやすいプログラムが提示されて、様々な場面で実施できる体制が整えられています。
- 子どもたちが日常生活でごみの分別の意識を高めています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
● 子どもに対する自然体験の場づくりや環境学習プログラム整備と開発を行います	○
● 環境学習プログラムを活用した環境学習が行われる機会を創出し支援します	○
● 環境アドバイザー派遣により、小中学校で環境学習を支援します	○
● 小学生を対象としたごみの分別を学ぶ機会や、環境保全への関心を高める機会を提供します	◎

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の実施状況

- 松川入で植樹祭を開催し、森林に対する親しみや大切さを感じてもらえる機会を設けることができました。
- 市内小学校 4 年生を対象に、自然環境保全ポスターの作製を通じて環境保全への意識の高揚を図りました。同様に、ごみの分別についての社会科副読本を作成し配布しました。
- 市内外の学校や地域団体を対象に、環境産業公園やグリーンバレー千代の視察を通じて、環境保全への意識の高揚を図りました。
- 児童による緑の少年団活動等を通じ、自然環境や森林づくりの重要性の理解が進みました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 公民館・学校等、様々な関連団体と協力し、環境教育プログラムを活用した学びの場を設けます。
- 整備したプログラムを有効に活用してもらえるよう、講座等の開催方法や学校教育への組み込みについて検討し、学校や地域に環境学習への取組を働きかけます。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.143 環境汚染対策事業
- No.154 3R 推進事業
- No.186 森林病虫害対策事業
- No.187 森林鳥獣被害対策事業
- No.192 森づくり市民活動支援事業
- No.232 社会基盤維持管理事業
- No.245 公園維持管理事業
- No.246 飯田子どもの森管理運営事業
- No.265 大平宿泊訓練施設管理事業

基本的方向 7-2 生涯学習としての環境学習を進める仕組みづくり



1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 市民ニーズに合わせた多種多様な環境学習プログラムが構築され、生涯学習のひとつとして多くの市民が環境学習に参加しています。
- それぞれの公民館が環境学習を企画しやすいように、プログラム案の作成支援やサポート、情報提供が実施されています。
- 参加者自ら調査や研究に関わる体験活動型の環境学習が行われています。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
●取組みやすい環境学習プログラムを構築します	◎
●環境学習プログラムを活用した環境学習が行われる機会を創出し支援します	○
●公民館等の学習メニューに体験活動型の環境学習が行えるよう支援します。	○

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度の実施状況

- 飯田下伊那地域の行事食、郷土食を実践する食ごよみ実践講座は、27 名の受講があり年間をとおして 8 回の講座を行いました
- 農村女性 2 団体の研修会では、会員間の交流促進、地元食材を活用した調理講習等の食育活動を支援しました。
- 天竜川総合学習館では、天竜川の災害や自然環境の展示や企画展示を行い、一般観覧者に対応するとともに、週 1~2 回の講座開催による環境等の学習を推進しました。
- 天竜川総合学習館では、小中学校などの総合学習の場としても積極的に活用していただき、河川やこの地域の自然・環境・歴史・文化などを題材にした生涯学習の推進を図りました。
- 地区内の身近な自然とのふれあい活動を通じ、住民同士の交流を深め、環境保全や改善活動に取り組む活動を支援しました。
- 美術博物館では、自然部門として自然講座、子ども科学工作教室、子ども地球探検隊、天文教室、化石標本室ワークショップ、自然史発表会など行いました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 地域内の農村女性団体等の活動を支援する県・JAの事務局と課題を共有し、活動の方向性、支援のあり方等を検討します。
- 天竜川総合学習館は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、天竜川上流河川事務所の指示により3月に閉館した影響で、来館者数、講座数ともに減少しました。今後も、新型コロナウイルス感染症の影響から、事業の休止、縮小は避けられない見込みであるため、新型コロナウイルス感染拡大防止のために必要な措置を実施していきます。
- 美術博物館では、従前の教育普及事業の精査を行い、学校利用に向け人員の確保と受け入れ体制を構築します。また新たな講座の開催方法や情報発信を検討し実施します。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.153 エコライフ啓発普及事業
- No.170 元気な農村づくり推進事業
- No.171 堆肥センター運営事業
- No.239 天竜川総合学習館管理運営事業
- No.302 学習交流支援事業
- No.305 環境学習交流支援事業
- No.315 美術博物館教育普及・活動支援事業
- No.316 美術博物館プラネタリウム運営事業

基本的方向 7-3 環境人材の育成と活躍できる環境づくり



中学校での環境学習

1 目指す将来像と現状（平成 29 年）から考えた 4 年後の目標

- 整備されたプログラムに合わせた人材の発掘と育成が行われ、環境学習を担う人材が創出されています。
- 環境学習を担う人材が必要とするデータの整備が進んでいます。
- 環境アドバイザー制度や環境 NPO、環境保護団体等のネットワークを基にした環境人材バンクが整備され、環境学習のコーディネート体制の構築が進んでいます。



2 取組目標に対する進捗状況

4 年後の目標に到達する手段	令和元年度の進捗状況
● 地域の関係者等と連携した環境学習プログラムを整備します	◎
● 環境学習プログラムに対応できる継続的な人材の発掘と育成に努めます	○
● 情報提供の仕組みを構築するとともに、地域、学校、催事など各場面での環境アドバイザー制度の更なる利用拡大を図ります	◎
● 環境人材バンク、環境学習プログラムへの需要と供給のコーディネート体制を整備します	○

◎：目標達成または計画通りに推移 ○：目標達成に向けて実施中 △：外部要因により実施停滞 ×：未着手

3 令和元年度 of 取組状況

- 環境アドバイザーや環境チェッカーを対象に講演会や研修会などの学習機会を設けました。
- より広い環境意識の高まりと人材の育成のため、環境教育のプログラムを整備しました。
- 美術博物館では、自然・人文・美術に関する調査研究を行い、その成果を展覧会や講座等に活用しました。また、研究成果は学会発表や学術雑誌、研究紀要、伊那谷自然史論集などで公表しました。

4 次年度に向けた課題及び取組

- 整備したプログラムを有効に活用してもらえよう、講座等の開催方法や学校教育への組み込みについて検討し、学校や地域に環境学習への取り組みを働きかけます。

5 対応する事務事業（資料編参照）

- No.145 環境教育推進事業
- No.153 エコライフ啓発普及事業
- No.154 3R 推進事業
- No.313 美術博物館資料調査研究・収集保管事業
- No.315 美術博物館教育普及・活動支援事業

ミニ特集 エコライフ啓発普及事業

飯田市環境モデル都市推進課の「エコライフ啓発普及事業」では、こどもエコ講座や女性のためのエコ講座、親子で参加できるエコ・クッキングなど様々な講座の開催を支援しています。主には、**飯田市 環境モデル都市推進課**のスペシャルサイトで告知と参加募集を行っています。是非皆さまも講座を通して、エコライフに取り組みましょう！



飯田市では、環境レポートに掲載された環境施策の内容改善や環境レポートの見やすさ・内容改善について、広く市民、事業者のみなさまのご意見、ご提案、ご感想を募集しています。

みなさまのご意見を環境モデル都市推進課までお寄せください。

市民協働環境部環境課・環境モデル都市推進課
TEL 0265-22-4511 FAX 0265-52-2333
e-mail sakugen_co2@city.iida.nagano.jp(環境モデル都市推進課)



ムトスとは「…しようとする」行動への意志や意欲を表す、飯田の地域づくりの合言葉。